

事業を計画的に行ふ爲めの農村計畫等を立案する等である。

八 前各號に掲ぐるものの外農地關係の調整に關し地方長官の命ずる事項

以上は本法又は本法に基く命令に掲げられて居るものであるが、尙他の法令に於て市町村、農地委員會の職務權限として居る事項がある。即ち道府縣臨時負債處理委員會の請求ありたるときは負債の處理に關し意見を具申し又は調査を爲すことを要する（臨時農村負債處理法一〇・同施行規則八）。

第四 權 限——形式的權限

市町村農地委員會は上述の事項を處理する爲めに特別なる命令權、強制權を與へられて居ない。何となれば其の處理事項は單に調査審議の如き諮問的のもの又は補助的のものに過ぎざるか、又は行政的處置に出づる場合に於ても單に斡旋的のものに過ぎないからである。唯斡旋等の場合に必要ありと認むるときは期日及場所を定め當事者を呼出し又は利害關係人の參加を求むることを得る權限を有する（令一五）。而して呼出を受けたる當事者又は參加を求められたる利害關係人は自身出頭することを要する（令一六一本文）。何となれば斡旋は當事

者相互が直接解決することを前提とするものであり、本法の趣旨に鑑み互讓相助の精神に則り感情の融和、意思の疏通を圖ることが肝要であり、従つて當事者又は利害關係人が自身出頭して顔を突合はせて談合をする必要があるからである。又代理人は爭議等の實情を知悉して居ないか、又は其の斡旋に應ずるや否やに付て直ちに決定することを得ないか、或は代理人が故意又は過失に依つて本人の意思を十分に盡し得ざる等の各種の弊害があり、斡旋に無用の時間と多大の費用を空費するの結果を來すことがあるからである。

以上の如く當事者又は利害關係人は自身出頭しなければならないのであるが、特別の事情ある場合に於ては市町村農地委員會の承認を受けて代理人を出頭せしむることを得る（令一六一但書）。特別の事情とは例へば本人が病氣であるとか、旅行不在で到底期日に出席し得ない等眞に已むを得ない事情を謂ふのである。

而して特別の事情があるのみでは直ちに代理人を出頭せしむることは出來ない。農地委員會の承認を受くることを要する。此の承認は豫め之を得たる後代理人を出頭せしむべきであるが、場合に依つては期日に代理人出頭し、其の承認を得たる上で斡旋の手續に加はること

も出来る。

此の承認は何時にても取消し得ることになつて居る(令一六Ⅱ)。従つて一旦代理を許容したが、既に其の許容の理由となつた特別の事情が消滅に歸したとか、代理人が不適任であるとか、又は既に與へた承認が錯誤に依るものであつた等の場合には何時にても其の承認を取消して本人の出頭を命じ得るのである。尤も代理人の存する場合に許可を取消さずして代理人と共に本人を呼出すことも出来るのは勿論である。代理人の資格に付ては何等の制限がない。然し乍ら代理人として徒らに其の斡旋の効果を阻害するが如きものは之を避けなければならないのは謂ふ迄もない。

更に又十分に自己の意見を主張し得ない様な本人又は利害關係人の爲めに農地委員會の承認を得て輔佐人を同伴することを許容した(令一六一但書)。輔佐人は代理人ではなく附添人であるから本人と同伴することを要する。本人の陳述と輔佐人の陳述とが相牴觸する場合には本人の陳述に依るべきである。輔佐人同伴の承認は代理人の承認と同様何時にても之を取消し得る(令一六Ⅱ)。其の取消に付ては代理人に付て述べたと同様であるから之を省略す

る。

第五 管 轄——地域的権限

市町村農地委員會は當該市町村の区域内に存する農地に關する事項を處理するものとし、農地所在主義を採つた。即ち原則として當該市町村に存する農地に關する上述の處理事項を處理する権限を有することとしたのである。唯場合に依つては農地所在主義の原則を以て一貫することは不都合又は不適當なる場合がある。例へば小作地は他村に存在して居て小作地の所有者及小作人は當該町村に居住して居るが如き場合に於て、其の間に紛議が生じたる如き場合に於ては、農地の所在する市町村農地委員會に於て之を處理することは適當でなく又困難である。又自作農創設維持の事業の斡旋に依り小作人に其の小作地の購入資金を融通せしめんとする場合に、其の小作地が他の町村にある場合に於ては其の購入資金の融通は小作地の所在する町村の自作農創設維持の事業に依ることを得ず、即ち小作地の所在せざる小作人の居住する町村の施設に依らなければならぬから、斡旋も小作人の居住する市町村の農地委員會に於て行ふを適當とする場合がある。其處で耕作者又は農地の所有者の爲めに必要

ある場合に於ては他の市町村の区域内に存する農地に關する事項を處理することを得ることとした(令七一)。従つて上述の農地所在主義の例外を認めたる範圍に於ては關係委員會が二以上存することになる。又數市町村に亘る小作關係の紛議を生じたる場合の如きは同一小作關係に付て二以上の市町村農地委員會が各々關係することとなる。斯る場合には關係市町村農地委員會に於て協力して其の處理に當ることを要するは勿論であるが、其の處理が困難なる場合又は不適當と認めらるる場合に於ては關係市町村農地委員會に於て其の事項の處理を道府縣農地委員會に申出づることを得ることとした(令七二)。道府縣農地委員會が斯る申出を受けたるときは可及的に其の申出に應ずることを要する(令二二五)。而して道府縣農地委員會が其の申出に應じ其の事項の處理を爲す場合に於ても關係市町村農地委員會が之に協力することを要するは勿論である。又申出なきも進んで道府縣農地委員會が協力を爲すこともあり得るであらう。尙申出に應ずることを適當とせざるに側面的に協力する場合もあるであらう。

第六 構成

市町村農地委員會は會長及委員を以て之を組織する(令八)。而して市町村農地委員會の委員の定數は八人以内である。但し特別の事由あるときは地方長官は其の定數を増加することを得る。尙特別の事項を處理する爲め必要あるときは臨時委員を置くことを得る(令九)。

一 會長

會長は地方長官之を選任し又は解任する(令一〇一・則一五)。會長は特別の事由ありて不適當なりとする場合を除くの外、市町村長たる者を之に選任する(令一〇二)。市町村長たる者が當然に會長たるのではなく選任行爲に依り會長となるのである。従つて任期中市町村長の任期満了に依り市町村長たるの地位を失つた場合に於ても解任の行爲ある迄は其の職に在るものと解しなければならぬ。會長は名譽職とし其の任期は二年とする(令一一・Ⅱ本文)。但し特別の事由あるときは任期中と雖も之を解任することを妨げない(令一一・Ⅱ但書)。尙會長は其の任期満了したるときと雖も後任の會長が就任する迄其の職務を行ふ權限を有すると共に責務を有する(令一一・Ⅳ)。會長は一旦選任行爲に因り會長となりたる以上は正當の事由なくして其の職を辭することを得ない(令一一・二)。

會長は會務を總理し内部的には委員會の事務を統括すると共に外部的には委員會を代表するのである(令一三I)。而して會長事故あるときは地方長官の指名する委員其の職務を代理するのであつて(令一三II)、市町村長の職務を代理する権限を有する者即ち助役が當然に農地委員會の職務を代理することはない。

二 委員及臨時委員

委員及臨時委員も會長と同じく地方長官之を選任し又は解任する(令一〇I・則一五)。而して一旦選任行爲に因り委員又は臨時委員たる者は正當の事由なくして其の職を辭することを得ないこと、名譽職たることは會長と同様である(令一一I・一二)。

委員の任期は二年とし、特別の事由あるときは任期中と雖も之を解任することを妨げない(令一一II)。但し臨時委員は一應任期のないものと見るのである。而して補缺選任其他の事由に因り他の委員と選任の時を異にする委員の任期は他の委員の殘任期間とした(令一一III)。「其ノ他ノ事由」とは例へば定員増加等である。

第七 事務處理の方法

市町村農地委員會は調査審議又は裁判所に對する意見の申出の如く、委員會の意思を何等かの方法に依つて決定し其の意思決定に基き其の事務を執行すること明白なる場合がある。然し小作關係等に關する爭議の斡旋とか、其他の斡旋を爲す如く、委員會の意思の決定を俟つて然る後に之を處理することとするは時宜に適應せざるが如き事務がある。仍て重要な事項を除くの外會長の指名する委員又は臨時委員をして其の事務の處理を擔任せしむることを得せしめた(令一四)。而して其の事務の處理を擔任せしむる場合に於て、擔任せしむる必要ありや否やは同委員會に於て之を定むることは勿論であるが、其の事務の處理に當つては委員會の意思決定に基き之を執行する場合もあり、又總ての意思決定を事務の處理を擔任する委員又は臨時委員をして爲さしむることも在り得るであらう。

上述の如く事務の處理を擔任せしめた場合に於ては其の事務の處理を擔任する委員又は臨時委員は其の事務の處理の爲め必要ありと認むるときは期日及場所を定め當事者を呼出し又は利害關係人の參加を求むることを得、此の場合には當事者又は關係人は自身出頭することを要する等委員會の權限に付て述べたる所と同様である(令一五・一六)。

市町村農地委員會の意思の決定方法、即ち決議の方法其の他事務執行の方法等事務の處理方法に付ては法令に何等の規定を置いて居ない。其の決議の方法、事務の執行方法等は各農地委員會に於て準則を定め其れに依ることとなるのである。従つて會長又は臨時委員が決議權を有するや否や、決議を要する事項、出席定足數、議決定足數を如何にするや、如何なる場合に事務の處理を擔任せしむるや等に付ては其の事務處理の規程に於て適當に之を定むべきである。

第八 市町村農地委員會に關する費用

市町村農地委員會の費用は當該市町村の負擔とした。元來市町村農地委員會は國家の行政事務を行ふ國の機關であるから、其の費用は國家の負擔とするのが當然である。従つて法律勅令に於て特別の規定がなければ其の費用は國家の負擔に屬するのであるが、令第十七條に於て特に其の費用は之を當該市町村の負擔とした。其の理由は市町村農地委員會の處理事項は上述したる如く、元來市町村の固有事務即ち公共事務として市町村自身が爲すべき性質を有するものが多く、其の活動に依る利益も其の市町村に居任する者が直接受くる場合が多い

のである。又農地委員會の委員は名譽職にして單に委員に對する若干の手當の外は特別の費用を要する調査等を行ふ場合に委員又は委員會の囑託を受けたる者に實費を給する外に些したる費用を要しないからである。而して市町村農地委員會に對しては其の委員の手當並に小作紛議の解決又は紛議の未然防止の爲めに行ふ小作地の減收調査に關する費用に對し國庫より補助をすることとして居る。

尙市町村農地委員會が其の事務の處理に關し當事者の申出に因つて特別に費用を要するが如き行爲を爲したるときは當該市町村長は實費を徴することを得(令一八一)、其の徴收したる費用は當該市町村の收入とした(令一九)。而して場合に依つては市町村長は其の費用を豫納せしむることを得るのである(令一八二)。此の實費徴收に付ては地方長官の定むる所に依るべきである(令一八一)。

第九 市町村農地委員會の指導監督

市町村農地委員會は國家の農地政策を其の地方々々の事情に即して遂行せんとする特別の行政機關であることは前述したる如くである。而して其の構成員は官吏たる身分を有するも

のではなく、國家の選任に係るとは謂へ一般民間より選任せられたる委員である。従つて其の地方々々の實情には最も通曉せる者と謂ひ得るのであるが、國家の行政事務を行ふ場合に於ては國家の政策とか方針等に付て必ずしも克く之を知悉して居ると謂ふことを得ないし又之に關する専門の技術、智識等を有しない場合が多いであらうから、北海道廳又は府縣の小作官又は自作農創設其の他農地に關する事務に従事する官吏若くは待遇官吏は市町村農地委員會の會議に出席して意見を述ぶることを得せしめ、市町村農地委員會の行ふ國家の行政事務を遂行するに便ならしめた(令二〇)。「北海道廳又ハ府縣ノ小作官」とは北海道廳小作官、北海道廳小作官補、地方小作官、府縣小作官補を謂ひ、「其ノ他農地ニ關スル事務ニ従事スル官吏若ハ待遇官吏」とは、例へば耕地の擴張改良等の事務に従事する官吏若くは待遇官吏を謂ふ。

市町村農地委員會は農林大臣及地方長官の監督に屬し(令三一)、農林大臣又は地方長官は監督上必要な命令又は處分を爲すことを得る(令三二)。

第十 町村制を施行せざる地即ち伊豆大島、小笠原島の如く島嶼町村制の施行せらるる地域に

於ては町村又は町村長に關し上述した所は同制に依る町村又は町村長を稱する(法一七・令三三・則一七)。

第二節 道府縣農地委員會

第一 性質

道府縣農地委員會は市町村農地委員會と同じく國の行政事務を行ふ國の機關であり、會長及委員より成る合議制の機關である。道府縣農地委員會を構成する委員及道府縣農地委員會の行ふ事務の性質等に付ては市町村農地委員會に付て述べたる所と同様であるから之を省略する。

第二 設置及廢止

市町村農地委員會の設置及廢止は地方長官の權限に委任されて居る。然るに道府縣農地委員會の設置は法律の規定に基き施行令に於て「道府縣ニ道府縣農地委員會ヲ置ク」と規定した(令二一)。故に施行令の施行と同時に全道府縣に設置されるわけである。又施行令の改正

又は廢止されざる以上廢止されることはない。

第三 處理事項——實質的權限

道府縣農地委員會は自作農創設維持、小作關係の調整其他農地に關する事項を處理する爲め設置せらるるのであるから、之等の事項を處理する權能を有する。施行令に於て具體的に掲げて居る(令二二)。而して一の國家の行政を掌る機關であるから、其の權限に屬する事項を處理する權能を有すると共に、又之を處理する責務を有するものと謂はねばならない。

一 法第四條の事業に關する調査審議及斡旋

道府縣が自作農創設維持の事業を爲す場合に於て、其の計畫の適否、其の資金計畫、自作農たらんとする者の資格、土地價格等の審査を爲し、又は道府縣の行ふ自作農創設維持の事業に要する土地若くは土地の使用収益に關する權利の取得等に關する調査審議を爲し(則九)、更に其の事業の遂行の爲めに要する土地を取得せんとする場合に、其の取得に付き斡旋を爲し或は道府縣の行ふ自作農創設維持の事業に依り資金の融通を得て自作農たらんとする者に對し資金の融通、土地の取得等に關し種々斡旋を爲すことである。

又市町村、産業組合又は農事實行組合の行ふ自作農創設維持の事業を總括して道府縣の計畫として之を行ふ場合に於ては市町村等の團體の計畫を更に再審査するのである。

二 法第六條の自作農創設維持の事業に關する調査審議及斡旋

道府縣が自作農創設維持の事業を爲す場合に於て其の計畫の適否、自作農たらんとする者の資格、土地價格等政府の資金の融通、補助又は助成の條件を具備するや否や等の審査を爲すは勿論、其の事業に依り自作農たらんとする者に資金の融通、土地の取得の斡旋を爲すことである。

又市町村、産業組合又は農事實行組合の行ふ自作農創設維持の事業を總括して道府縣の計畫として之を行ふ場合に於ては市町村等の團體の計畫を再審査するのである。

三 小作關係其他農地の利用關係に關する斡旋及爭議の防止

二町村以上に亘る小作關係其他農地の利用關係に關する紛議の生じたる場合に於ては、關係市町村農地委員會に於て互に協力して之を處理することを要するは勿論であるが、之等の關係市町村農地委員會に協力して斡旋するを適當とする場合には其の解決

の斡旋を爲すとか、或は紛議は單に一市町村に於けるものであるが、當該市町村に未だ農地委員會が設置され居らざる場合には道府縣農地委員會が之を爲す必要があるのである。「小作關係」及「其ノ他農地ノ利用關係」の意義に付ては上述せる所である。

四 法第十四條の規定に依る裁判所に對する意見の中出

市町村農地委員會の第三處理事項六に於て述べたる所と同様である。

五 令第七條第二項の規定に依り申出ありたる事項

市町村農地委員會の第五管轄の項に於て述べたる如く、市町村農地委員會の管轄に付き農地所在主義の原則を採りたるも例外として耕作者又は農地の所有者の爲め必要あるときは、他の市町村の区域内に存する農地に關する事項を處理することを得せしめたので(令七一)、同一事項が二以上の市町村農地委員會の管轄に屬する場合を生ずる。又假令農地所在主義の原則に依るも小作關係の紛議の如く同一事件が數市町村に關係を有し、各市町村農地委員會が同一歩調の下に同一解決に向つて進むことを要する場合がある。斯る場合に於ては關係市町村農地委員會に於て協力して解決に當ることを要することは

謂ふ迄もないのであるが、若し其の解決が困難なるか、又は不適當なる場合にあつては關係市町村農地委員會は其の事件の處理を道府縣農地委員會に申出づることを得る。斯る申出ありたる場合に於ては道府縣農地委員會は適當と認むる以上其の事件の處理を爲すことを要する。

六 前各號に掲げたるものの外農地事情の改善に關する事項及農地關係の調整に關し農林大臣の命ずる事項

茲に農地事情の改善とは市町村農地委員會の處理事項に於て述べたる如き事項にして道府縣下全般に亘る農地事情の改善を計畫する等のことである。

第四 權 限——形式的權限

市町村農地委員會に付て述べたる所と同様上述の事項を處理する爲め、特別なる命令權、強制權を與へられて居ない。何となれば其の處理事項は單に調査審議の如き諮問的のもの又は補助的のものに過ぎないか又は行政的處置に出づる場合に於ても、單に斡旋的のものに過ぎないからである。唯斡旋等の場合に必要ありと認むるときは、期日及場所を定め當事者を

呼出し又は利害關係人の参加を求むることを得る権限を有する（令二七・一五）。此の場合に於ては自身出頭主義を採り、例外として委員會の承認ありたるときは、代理人をして出頭せしめ又輔佐人を同伴することを得ることは市町村農地委員會の権限に付て述べた所と同様であるから（令二二・一六）、市町村農地委員會の第四権限の項を参照せられ度い。

第五 管 轄——地域的権限

道府縣農地委員會の管轄に付ては特別の規定を置いて居ない。従つて道府縣の管轄に屬する範圍の處理事項を處理する権限を有する同一事件が二以上の道府縣の區域に亘るとき、市町村農地委員會が令第七條第二項に依る申出を爲した事項が他府縣の市町村農地委員會に係を有する場合は關係道府縣農地委員會に於て適當に協力又は協議して事務を處理することを要する。

第六 構 成

道府縣農地委員會は會長及委員を以て之を組織する（令二三）。而して道府縣農地委員會の委員の定数は十五人以内とする（令二五I）。尙特別の事項を處理する爲め必要あるときは臨時委員を置くことを得る（令二五II）。

一 會 長

會長は地方長官を以て之に充てる（令二四）。會長は名譽職とする（令二七・一一I）。而して地方長官は當然會長たるのであるから、任期の觀念はない。従つて令第二十七條に於て令第十一條を準用するも同條第二項及第四項は適用がないと見なければならぬ、尙令第二十七條に依り準用せらるる令第十二條も性質上適用がない。

道府縣農地委員會の會長は會務を總理し内部に於ては委員會の事務を總括し、外部に對しては委員會を代表する（令二七・一三I）。

而して會長たる地方長官事故あるときは地方長官の指名する委員が會長の職務を代理するのであつて（令二七・一三II）、地方官官制又は北海道廳官制に依り府縣知事又は北海道廳長官の職務を代理する者が會長の職務を代理するのではない。

務部長に事故あるときは内務大臣の指定する他の高等官の一人を代理する。

二 委員及臨時委員

道府縣農地委員會の委員及臨時委員は農林大臣之を選任し又は解任するの外、市町村農地委員會に付て述べたと同様である（令二六）。

第七 事務處理の方法

道府縣農地委員會も市町村農地委員會と同様、調査審議又は裁判所に對する意見の申出の如く委員會の意思を何等かの方法に依つて決定し、其の意思決定に基いて其の事務を執行する場合があり、又小作關係の爭議の斡旋等を爲す場合の如く、委員會の意思の決定を俟ちて然る後に之を處理することとするは時宜に適せざるが如き事務がある。仍て重要な事項を除くの外會長の指名する委員又は臨時委員をして其の事務の處理を擔任せしむることを得せしめた（令二七・一四）。而して此の場合に於ては其の必要ありや否やは勿論委員會の決定する所であるが、其の事務の處理に關する委員會の意思の決定に基き之を執行する場合もあり總ての意思決定を事務の處理を擔任する委員又は臨時委員をして爲さしむる場合もあるであらう。

尙事務の處理を擔任する委員又は臨時委員は必要ありと認むるときは當事者を呼出し又は利害關係人の参加を求むるの權限を有する。此の場合に於ては當事者又は利害關係人は自身出頭することを要する等市町村農地委員會の權限に付て述べたる所と同様である（令二七・一五・一六）。

道府縣農地委員會の意思決定の方法其他事務の執行等事務の處理の方法は委員會に於て之を定むべきことは市町村農地委員會に付て述べた所を參照せられ度い。

第八 道府縣農地委員會の費用

道府縣農地委員會の費用は道府縣の負擔とした。道府縣農地委員會も市町村農地委員會と同じく國の機關であるから、本來なれば國庫に於て其の費用を負擔すべきであるが、其の處理事項の性質並に多額の費用を要せざること等の理由に依り之を道府縣に負擔せしめた。而して道府縣農地委員會の費用に對しては國庫より相當の補助を爲すのである。

尙市町村農地委員會の場合と同様に道府縣農地委員會が其の事務の處理に關し當事者の申

出に因り特別に費用を要するが如き行爲を爲したるときは、地方長官は實費を徴することを
得、其の徴收したる費用は道府縣の收入たらしめた。又場合に依つては地方長官は其の費用
を豫納せしむることを得る(令二九・三〇)。

第九 道府縣農地委員會の監督

道府縣農地委員會は農林大臣及地方長官の監督に屬し(令三一)、農林大臣又は地方長官は
監督上必要なる命令又は處分を爲すことを得る(令三二)。

第三節 道府縣農地委員會と市町村農地委員

會との關係

道府縣農地委員會と市町村農地委員會とは上級下級の關係に在るものではなく、従つて道府
縣農地委員會が市町村農地委員會に對し指揮命令を爲すの權を有するものではない。又道府縣
農地委員會は市町村農地委員會に於て爲したる處置の覆審的機關たるものでもない。上述せる
如く其の處理事項に付て之を見るも各々其の處理する範圍を異にして居るのである。従つて等

しく農地に關する諸般の事項を處理する目的を以て設置されるものであるが、其の具體的の處
理事項は之を異にし且其の管轄區域を異にして居る各々獨立した機關である。

道府縣農地委員會と市町村農地委員會との關係に付き特に述べべきは、上述の如く同一事件
に付き兩者が競合して之を處理することがあると共に、未だ當該事件を處理すべき市町村農地
委員會が設置され居らざるときは道府縣農地委員會が之を處理する場合があることである。

●兩者が競合して處理する場合は令第七條第二項に依り關係市町村農地委員會に於て處理する
こと困難又は不適當と認むる事件の處理を道府縣農地委員會に申出で、其の申出に應じて道府
縣農地委員會が其の事件を處理する場合である。其の場合は上述の如く關係市町村農地委員會
も其の處理に協力すべきであつて、従つて兩者が競合して同一事件を處理することとなるので
ある。

殊に二町村以上に亘る小作關係其他農地の利用關係に關する爭議が発生したる場合に於て
道府縣農地委員會が關係市町村農地委員會の活動を俟たず進んで之が解決の斡旋を爲す場合に
於ては固より關係市町村農地委員會も之に協力すべきであり、此の場合に於ても兩者協同して

事に當ることとなるのである。

第八章 免稅の特典

第一節 地方稅の免除

法 第十六條 左ニ掲グル不動産ノ取得ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得

ズ

一 第三條又ハ第四條ノ團體ガ第三條又ハ第四條ノ事業ノ爲ニスル土地ノ取得

二 第四條又ハ第六條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依ル個人ノ土地ノ取得

三 第四條又ハ第六條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル土地ノ所有者ガ其ノ創設又ハ維持ノ條件ヲ具備セザルニ至

リタル場合ニ於ケル事業者ノ土地ノ取得

本法は農地關係調整に關する各種團體の事業の圓滑なる運営に資する爲め、又農家の負擔を輕減する爲めに、之等の事業に依る土地所有權の移轉等に關する地方稅並に登録稅を免除することとしたのである。先づ本節に於ては地方稅の免除に付て之を述べ、次に第二節に於て登録稅の免除に付て述べることにする。

大正十五年法律第二十四號「地方稅ニ關スル件」第一條に於て、「北海道、府縣ハ本法ニ依リ特別地稅、家屋稅、營業稅及雜種稅ヲ賦課スルコトヲ得」と規定し、同法第十九條に於て、「雜種稅ヲ賦課スルコトヲ得ヘキモノノ種類ハ勅令ヲ以テ定ムルモノ並内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルモノニ限ル」と規定して居る。而して大正十五年勅令第三百三十九號「地方稅ニ關スル法律施行ニ關スル件」第十七條第一項に於て、「大正十五年法律第二十四號第十九條ノ規定ニ依リ雜種稅ヲ賦課スルコトヲ得ベキモノノ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ」として「不動産取得」を掲げて居る。之に基き現在各道府縣に於ては雜種稅の一として土地の如き不動産取得に付き地方稅を賦課して居るのである。此の雜種稅たる不動産取得稅を左の場合に於ては課すること

を得ざるものとして特に之を免除せんとするのである。(法一六)

第一 法第三條の買取の事業に関するもの

市町村、産業組合、農事實行組合又は養蠶實行組合が法第三條の買取の事業を行ふ場合に於て、之等の團體が買取の申出を爲したる土地の所有者より土地を買取るときは、之に對し地方税たる不動産取得税を免除されるのである(法一六一)。

第二 法第四條の自作農創設維持の事業に関するもの

一 事業者の土地の取得

(イ) 法第四條の自作農創設維持の事業を行ふ道府縣、市町村、産業組合又は農事實行組合が其の事業の爲めに土地を取得する場合に於ては地方税たる不動産取得税を免除される(法一六一)。而して法第四條の自作農創設維持の事業の爲めに取得する土地の中には農地は固より自作農創設の爲めに開發して農地と爲すべき未墾地、農地として利用するに要する土地、又は未墾地の開發に必要な土地等を包含して居ることは謂ふ迄もなす。

(ロ) 法第四條の自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられた自作地の所有者が、其

の創設又は維持の条件を具備せざるに至りたる場合に、事業者たる道府縣、市町村、産業組合又は農事實行組合は先買權を行使して其の自作地を買戻し之を更に自作農創設の爲めに使用することを得るは上述したる如くである。斯る場合に於ては不動産取得税を免除せられる(法一六三)。

二 個人の土地の取得

法第四條の自作農創設維持の事業に依り購入資金の融通を受けて、自作地と爲すべき土地を取得し又は事業者より資金貸付若くは代金割賦支拂の方法に依つて農地の譲渡を受けたる場合に於ては其の個人の土地の取得に對しては不動産取得税を免除する(法一六二)。

第三 法第六條の自作農創設維持の事業に関するもの

一 事業者の土地の取得

法第六條の自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地の所有者が、其の創設又は維持の条件を具備せざるに至りたる場合に於て、事業者が先買權を行使して其の自作地の買戻を爲す場合に於ては不動産取得税が免除される(法一六三)。

二 個人の土地の取得

法第六條の自作農創設維の事業に依り、購入資金の融通を受けて自作地と爲すべき土地を取得し、又は事業者より資金貸付若くは代金割賦支拂の方法に依つて農地の譲渡を受けたる場合に於ては其の不動産取得税を免除される(法一六二)。從來政府の自作農創設維持事業の補助助成施設に依り創設維持せられたる自作農地に付ては、大正十五年六月二十四日附依命通牒農第七五六一號を以て地方長官宛之が取得に關する地方税は可成之を免除すべき旨通牒せられ、現在に於ては本施設に依り取得する自作農地に付き何等の制限なく之を免除するもの三七道府縣にして、一町歩以下或は五反歩以下の取得の場合等制限を附して免除するもの八縣に及び全然免除せざるものは一縣の状況に在るのであるが、本法に於ては法律を以て一般に地方税を課することを得ざる旨を規定して免除するや否やを地方團體に於て自由に定むる餘地を無からしめたのである。

第二節 登録税の免除

法 第二十二條 登録税法第十九條但書中「第八號、第九號」ヲ「第八號乃

至第九號ノ四」ニ改ム

同法同條第八號中「自作農ノ創設維持又ハ」及「北海道府縣市町村、産業組合、産業組合聯合會、」ヲ削リ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

八ノ二 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依ル個人ノ土地所有權ノ取得ノ登記

同法同條第九號ヲ左ノ如ク改ム

九 農地調整法第三條若ハ第四條ノ團體又ハ第六條若ハ第十九條ノ事業ヲ行フ者ニ對シ同法第三條、第四條、第六條又ハ第十九條ノ事業ニ要スル資金ノ貸付ヲ爲ス者カ其ノ貸付ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記

九ノ二 農地調整法第三條又ハ第四條ノ團體カ同法第三條又ハ第四

條ノ事業ノ爲ニスル土地ノ權利ノ取得ノ登記

九ノ三 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ事業ヲ行フ者カ

自作農創設維持ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記

九ノ四 農地調整法第七條又ハ第十九條ノ規定ニ依ル登記

同法同條第十二號ヲ左ノ如ク改ム

十二 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ

事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル土地ノ所有者カ其ノ創設又ハ

維持ノ條件ヲ具備セサルニ至リタル場合ニ於ケル事業者ノ土地所

有權ノ取得ノ登記

政府の自作農創設維持事業の補助助成施設、又は之と同一の條件を以て行ふ北海道府縣の施設に依りて個人が土地を取得する場合に於ける土地所有權移轉の登記及之が施設の爲めにする土地抵當權設定の登記に付ては昭和二年四月一日より登録税を免除して來たのであるが、本法

に於ては更に自作農創設維持の事業に關する登録税免除の場合を擴張すると共に、法第三條の管理又は買取の事業に關する登記及自作地登記に關し登録税を免除することとした（法附則二二）。

第一 法第三條の管理又は買取の事業に關するもの

一 事業者の土地の權利の取得の登記

市町村、市農會、町村農會、産業組合、農事實行組合又は養蠶實行組合が管理の申出に應じて土地の賃借權を取得した場合又は買取の申出に應じて土地の所有權を取得した場合に於て、其の權利の取得の登記を爲す場合には其の登録税を免除される（法附則二二・登録税法一九ノ二）。

二 事業者に對する資金貸付者の抵當權の取得の登記

法第三條の事業を行ふ市町村、市農會、町村農會、産業組合、農事實行組合又は養蠶實行組合に對し其の事業に要する資金の貸付を爲す者が其の資金の貸付の爲めに抵當權取得の登記を爲す場合に於ては其の登録税を免除される。例へば産業組合聯合會より産業組合が其の事業に

要する資金を借入れた場合に於て、其の貸付金の確保の爲めに産業組合聯合會が抵當權を設定する如き場合である。而して單に抵當權と謂ふが故に必ずしも土地を目的とするものに限らない(法附則二二・登録税法一九九)。

第二 法第四條の自作農創設維持の事業に関するもの

一 事業者に関するもの

(イ) 道府縣、市町村、産業組合又は農事實行組合が法第四條の自作農創設維持の事業を行ふ場合に於て、個人に農地を譲渡して自作農たらしむる爲めに農地を取得し、未墾地を開發して農地と爲し之を個人に譲渡して自作農たらしむる爲めに未墾地を取得し、未墾地の開發に要する土地若くは土地を使用収益するの權利を取得し又は農地の利用の爲めに必要な土地若くは土地を使用収益するの權利を取得する場合に於て、其の土地に関する所有權其の他の權利の取得の登記を爲す場合に於ては其の登録税を免除される(法附則二二・登録税法一九九ノ二)。

(ロ) 道府縣、市町村、産業組合又は農事實行組合が行ふ法第四條の自作農創設維持の事業に依り、個人に對し農地の購入資金又は開墾資金を融通して自作農の創設を爲した場合に於て

其の自作地の上に抵當權を設定するときは其の登録税を免除される(法附則二二・登録税法一九九ノ三)。

(ハ) 法第四條の自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地の所有者が其の創設又は維持の條件を具備せざるに至りたる場合に於て、事業者たる道府縣、市町村等が先買權を行使して其の自作地の買戻を爲す場合に於て其の所有權の取得の登記に付き登録税を免除される(法附則二二・登録税法一九九)。

二 事業者に對する資金貸付者の抵當權の取得の登記

法第四條の事業を行ふ道府縣、市町村等に對し其の事業に要する資金の貸付を爲す者が其の貸付金の確保の爲めに抵當權を設定する場合に其の登録税を免除される(附則二二・登録税法一九九)。

三 個人の土地所有權の取得の登記

個人が法第四條の自作農創設維持の事業を行ふ道府縣、市町村等の事業者より購入資金の融通を受けて未墾地又は農地を取得し之を登記する場合は其の登録税を免除される(法附則二二

・登録税法一九八ノ二。

第三 法第六條及第十九條の自作農創設維持の事業に関するもの

一 事業者に関するもの

(イ) 道府縣、市町村、産業組合又は農事實行組合が法第六條又は第十九條の自作農創設維持の事業に依り、個人に對し農地の購入資金又は開墾資金を融通して自作農の創設を爲した場合に於て、其の自作地の上に抵當權を設定するときは其の登録税を免除される(法附則二二・登録税法一九九ノ三)。

(ロ) 法第六條又は第十九條の自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地の所有者が其の創設又は維持の條件を具備せざるに至りたる場合に於て、道府縣、市町村等の事業者が先買權を行使して其の自作地の買戻を爲す場合に於て、其の所有權の取得の登記に付き登録税を免除される(法附則二二・登録税法一九九ノ四)。

二 事業者に對する資金貸付者の抵當權の取得の登記

法第六條又は第十九條の事業を行ふ道府縣、市町村等に對し其の事業に要する資金の貸付を

爲す者が其の貸付金の確保の爲めに抵當權を設定する場合に其の登録税を免除する(法附則二

二・登録税法一九九)。

例へば道府縣が自作農創設維持補助助成規則に依り市町村に資金を融通する場合に道府縣が抵當權を設定する如き場合である。

三 個人の土地所有權の取得の登記

個人が法第六條又は第十九條の自作農創設維持の事業を行ふ道府縣、市町村等の事業者より購入資金の融通を受けて未墾地又は農地を取得し之を登記する場合は其の登録税を免除される(法附則二二・登録税法一九八ノ二)。

第四 自作地登記

法第七條第一項又は第十九條第一項の規定に依り、法第六條又は第十九條の自作農創設維持の事業に依り創設維持せられたる自作地に付き事業者が囑託又は申請に依り自作地たる旨の登記を爲す場合に於ては其の登録税を免除するのである(法附則二二・登録税法一九九ノ四)。

又自作地の譲渡ありたる場合、競賣又は公賣の處分ありたる場合等に於て自作地たらざるものと爲りたるとき及其の處分に付き以後行政官廳の認可を要せざるに至りたるときは、自作地たる

旨の登記の抹消を爲し得べく、其の抹消に關する登記の登録税も免除されるのである（自登令三乃至五參照）。

上述の登録税の免除を受けんとするときは地方長官の證明あることを要し（登録税法施行規則五）、其の登記の申請書に左の附屬書類を添附することを要する（不動産登記法施行細則四四ノ三）。

一 法第四條、第六條又は第十九條の自作農創設維持の事業に依る個人の土地所有權の取得の登記の場合

法第四條、第六條又は第十九條の自作農創設維持の事業に依るものなることの地方長官の證明書及び資金の貸付證書又は貸付を爲したる北海道府縣市町村、産業組合若くは農事實行組合の認證したる貸付證書の謄本。

二 法第三條、第四條、第六條又は第十九條の事業者の土地の權利の取得又は抵當權の取得の登記及事業者に對する資金貸付者の抵當權の取得の登記の場合

法第三條、第四條、第六條又は第十九條の事業なることの地方長官の證明書。

三 自作地登記の場合

自作地なることの地方長官の證明書。

四 法第四條、第六條又は第十九條の自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地の所有者が其の創設又は維持の條件を具備せざるに至りたる場合に於ける事業者の土地所有權の取得の登記の場合

法第四條、第六條又は第十九條の自作農創設維持の事業なることの地方長官の證明書及自作農の創設又は維持の條件を具備せざるに至りたるものなることの地方長官の證明書。

第九章 本法施行の際の處置

第一節 本法の施行期日及施行地域

法附則第十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一 施行期日

本法は上述の如く第七十三回帝國議會の協贊を経て昭和十三年四月二日附を以て公布されたのであるが、其の施行の期日は勅令を以て定めることとした。而して同十三年七月二十九日公布勅令第五百二十五號を以て同年八月一日より之を施行せらるることとなつたのである。之と同時に關係勅令たる農地調整法施行令、自作地登記令、登録税法施行規則中改正ノ件及大正十三年勅令第二百二十八號小作調整法ノ施行期日及施行外地區指定ノ件中改正ノ件、關係省令たる不動産登記法施行細則中改正ノ件及農地調整法施行規則の公布を見、何れも同十三年八月一日より施行さることとなつたのである。従つて原則として昭和十三年七月三十一日以前には

效力を及ぼさない。然し若干の例外がある(法一九乃至二二)。

第二 施行地域

本法は一般の法律と同じく内地全體に其の効力が及ぶのであるが、法域を異にする朝鮮、臺灣、樺太、南洋、關東州には其の効力は及ばない。茲に一言すべきは、從來沖繩縣には小作調停法は施行されて居なかつたのであるが、本法の施行に伴ひ昭和十三年七月二十九日勅令第五百二十九號を以て小作調停法附則第二項に基く大正十五年勅令第二百二十八號「小作調停法ノ施行期日及施行外地區指定ノ件」を改正し、小作調停法を沖繩縣にも施行することとしたことである。従つて同縣に於ては本法施行の日より小作調停法の施行を見ると共に、第十條乃至第十二條の規定が適用されることとなつたのは勿論、小作關係以外の農地の利用關係に關する爭議に付ても小作調停法及法第十條乃至第十二條の規定が準用される旨の法第十三條の規定も適用されるのである。

第二節 本法施行前に創設又は維持せられたる自作地の保全

法附則第十九條 命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ依リ本法施行前ニ創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記ヲ爲スコトヲ得

第六條、第七條第二項及第三項並ニ第十六條第二號及第三號ノ規定ハ前項ノ自作地ニ關シ之ヲ準用ス

令附則第三十五條 農地調整法第十九條ノ自作農創設維持ノ事業トハ道府縣、市町村、産業組合又ハ農事實行組合ガ自作農創設維持補助規則若ハ自作農創設維持補助成規則ニ依ル補助若ハ助成ニ依リ又ハ其ノ補助若ハ助成ニ依ルモノト左ニ掲グル事項ニ付同一ノ條件ヲ以テ道府

縣ノ施設ニ依リ行ヒタル自作農創設維持ノ事業ヲ謂フ

- 一 創設又ハ維持セララル自作地ノ所有者ノ資格
- 二 創設又ハ維持セララル土地ノ單價及總價額ノ制限
- 三 自作ヲ繼續スベキ年限
- 四 讓渡又ハ抵當權設定ノ制限
- 五 創設又ハ維持セララル自作地ノ所有者ガ前各號ノ事項ニ違反シタル場合ノ處置

第四條ノ規定ハ前項ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地ノ所有者ニ之ヲ準用ス

本法施行前に於て道府縣、市町村、産業組合又は農事實行組合が、政府の自作農創設維持事業の補助助成施設としての大正十五年農林省令第十號自作農創設維持補助規則（昭和十二年農林省令第四十六號を以て廢止さる）又は昭和十二年農林省令第四十六號自作農創設維持補助成規則に依る補助若くは助成に依り自作農創設維持の事業を行つて來た。又政府の自作農創設

維持事業の補助助成施設に依る補助若くは助成を受けざるも大藏省預金部より資金の融通を受け、資金の貸付利率等に付き同施設と同一の條件を以て行つたものもあるのである。而して之等の團體の行ひたる自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地に付ても本法施行後に於ては本法施行後に於て直接若くは間接に政府の資金の融通、補助又は助成を受けて行ふ自作農創設維持の事業に代るものと同様に規律するの必要がある。

其處で道府縣、市町村、産業組合又は農事實行組合が自作農創設維持補助規則若くは自作農創設維持補助助成規則に依る補助若くは助成に依り又は其の補助若くは助成に依るものと一定の重要な事項に付き同一の條件を以て道府縣の施設に依り行つた自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せられたる自作地は法第六條の自作農創設維持の事業に依る自作地と同様に之を律することとして（法附則一九・令附則三五）法第六條の處分制限即ち令第四條の場合を除くの外地方長官の認可を受けずして之を譲渡し若くは貸付を爲し又は之に付き物權を設定することを得ざるものとし（法附則一九Ⅱ・六）而して自作地たる旨の登記を爲すに非ざれば其の處

分の無効なることを以て第三者に對抗し得ざることとした（法附則一九Ⅱ・七Ⅱ）。従つて事業者に於ては自作地たる旨の登記を爲し得ることとし（法一九Ⅰ）、其の登記に付ては法第七條第三項を準用し（法附則一九Ⅱ・七Ⅲ）登記に關しては自作地登記令第五條に依り、總て法第六條の自作農創設維持の事業に依り創設又は維持せらるる自作地に關する規定を準用した。

尙法第十六條第二號及第三號の規定を準用したるを以て（法附則一九Ⅱ）、法附則第十九條の自作農創設維持の事業に依り本法施行前に創設せられたる自作地に付ては地方税を課することを得ざることとなり、又同事業に依り本法施行前に創設又は維持せられたる土地の所有者が其の創設又は維持の條件を具備せざるに至りたる場合に事業者が先買權の行使に依つて其の土地を取得する場合にも地方税を課することを得ざることとなつたのである。又登録税の免除あることは上述した（法附則二二・登録税法一九八ノ二・九・九ノ三・九ノ四・十二・同施行規則五一・二・四乃至六・不動産登記法施行細則四四ノ三一乃至四）

第三節 本法施行の際現に存する農地の賃貸借

法附則第二十條 第八條及第九條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ賃借ニモ亦之ヲ適用ス但シ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ賃借ニシテ本法施行後一年內ニ其ノ期間滿了スベキモノニ付當事者ガ其ノ期間滿了前一年內ニ相手方ニ對シテ爲シタル更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ハ第九條第二項ノ期間內ニ爲サザルモノト雖モ之ヲ同條同項ノ期間內ニ爲シタルモノト看做ス

本法施行後新たに締結したる農地の賃借（轉賃借を含む）に本法の適用あるは勿論であるが、我國農村の事情竝に小作關係の現狀に鑑み、本法施行の際現に存する農地の賃借に付ても亦法第八條及第九條の規定を適用し之を同一に規律することは小作關係の調整を期する上に於て絶對に必要とする所である。仍て法第八條及第九條の規定は之を本法施行の際現に存する農地の賃借に付ても之を適用することとした（法附則二〇）。

第一 法第八條の適用

一 本法施行の際現に存する農地の賃借とは本法施行前即ち昭和十三年七月三十一日以前締結した農地の賃借を謂ひ、定期賃借たると、不定期賃借たるとを問はない。又轉賃借を含むのである。而して本法施行の際現に存する農地の賃借にも法第八條が適用さるのであるから（法附則二〇本文）、本法施行前に賃借契約を締結して其の契約に基き農地の引渡ありたる後に於ては其の農地の賃借の登記なくとも之を其の農地に付き物權を取得したものに對し對抗することを得べきであり（大審院大正一〇、一〇、一九判決參照）、而して其の賃借契約あることを知らずして其の農地を買受けたる者は民法第五百六十六條第一項及第三項の規定に依り契約の解除又は損害賠償の請求を爲し得る（法八Ⅱ）。又契約解除又は損害賠償の請求を爲さずして同時履行の抗辯權を行使して賣主が完全なる履行の提供即ち賃借の存在せざる土地の提供を爲さざる間は其の債務の辨濟即ち代金の支拂を拒むことを得ることは法第八條の説明に於て述べた所と同様である（法八Ⅲ）。

二 尙本法施行前に抵當權の設定ある農地に付き賃借契約を締結し、其の農地の引渡ありた

るときも、民法第三百九十五條の規定の適用あることは勿論であつて、其の農地の賃貸借が民法第六百二條の規定の定むる期間即ち五年を超えざるものなるときは、之を以て其の抵當權者に對抗することを得るのである。而して其の賃貸借が抵當權者に損害を及ぼすときは裁判所は抵當權者の請求に因り解除を命ずることを得ることも上述したる所である。

第二 法第九條の適用

一 本法施行の際現に存する農地の賃貸借にも法第九條の規定が適用されるのであるが（法附則二〇本文）、法第九條第二項の適用の結果、本法施行後六月を経過せざる内に期間の満了するものに在りては、法第九條第二項の規定に依る更新拒絶の通知を爲すこと能はざることとなるべく、一年以内に期間の満了するものに在りても法第九條第二項の規定に依る更新拒絶の通知を爲すこと困難なる場合があり、従つて有效なる更新拒絶を爲し得ずして、従前の賃貸借と同一の條件を以て更に賃貸借を爲したるものと看做され、當事者の意思に反した結果を生ずることとなる。仍て法第九條第二項の規定に依る更新拒絶の通知に關する期間の制限を緩和し、本法施行後一年内に期間の満了するものに付ては當事者が其の期間満了前一年内に相手方に對

して爲したる更新拒絶の通知、又は條件を變更するに非ざれば更新せざる旨の通知は法第九條第二項の期間、即ち期間満了前六月乃至一年内に爲さざるものと雖も之を法第九條第二項の期間内に爲したるものと看做した（法附則二〇但書）。

二 従つて本法施行以前に締結された農地の賃貸借にして本法施行の際現に存するものに關しては、其の賃貸人は土地使用の目的の變更又は賃貸人の自作を相當とする等正當の事由もなく、然も賃借人に何等信義に反したる行爲なき場合に於ても賃貸借の解約を爲し又は更新を拒む旨の特約ある場合と雖も、其の特約は無効となる。其の他の詳細の點に付ては第五章第二節に於て上述したる所を参照せられ度い。

三 法第九條第二項の適用に關しては緩和規定を設け、本法施行後一年内に其の期間満了すべき賃貸借なるときは、同條第二項の期間内に爲されざる更新の拒絶の通知も之を有效としたのであるが、本法施行後一年以後に其の期間満了するものに在りては緩和規定に依ることを得ず法第九條第二項の規定に依る期間内即ち期間満了前六月乃至一年内に更新の拒絶を爲さざれば拒絶としての效力を生じないのは勿論である。

期間満了前六月乃至一年以内に爲したる更新拒絶の通知は有效なることは勿論であるが、本條は六月以内に之を爲し得ざる如き場合に之を六月以内に爲したものと看做し、有效な更新拒絶ありたるものとせんとするのである。而して其の期間満了前六月未滿の通知は本法施行後に於て爲したるものに限らず、本法施行前に於て爲したる場合に於ても本條の緩和規定の適用を受け有效のものとされるのである。例へば本法施行直後期間満了すべき賃貸借に付き本法施行前三月に爲したる更新拒絶の通知の如きである。

次に法第二十條但書に於ては「第九條第二項ノ期間内ニ爲サザルモノト雖モ之ヲ同條同項ノ期間内ニ爲シタルモノト看做ス」と規定するを以て期間満了前一年を超える時、例へば一年一月前に爲したる更新拒絶と雖も法第九條第二項の期間内即ち期間満了前六月乃至一年以内に爲したるものと看做され有效なるものと解し得るが如きも、期間満了前一年内に相手方に對して爲したる更新拒絶の通知又は條件を變更するに非ざれば更新せざる旨の通知に關してのみ緩和規定の適用があるので、斯る時期に爲された更新拒絶の通知は更新拒絶としての效力有しないのは勿論である。

四 法第九條第三項も本法施行の際現に存する農地の賃貸借に適用があるのであるから、本法施行後に於て当事者が賃貸借の解約を爲し又は更新を拒絶し、若くは條件を變更するに非ざれば更新せざる旨の通知を發する前に、其の旨を賃貸借契約の目的たる農地の所在する市町村農地委員會に通知することを要する。

五 本法施行の際現に存する農地の賃貸借に付き例外なく、法第九條第四項の適用ある結果本法施行前の特約にして法第九條第二項並に民法第六百十七條及第六百十八條の規定に異る小作條件にして賃借人たる小作人に不利なるものは、之を定めないものと看做さるのである（大審院昭和一〇、四、二四判決參照）。尙本法施行前に爲したる解約の申入（定期賃貸借契約に付き解約權の留保ある場合の解約權の行使を含む）を爲したるに、民法第六百十七條（定期賃貸借契約の場合）は民法第六百十八條に依り民法第六百十七條が準用される）の規定に反し賃借人に不利なる條件に基くものであつて、然も其の解約の申入の效力が本法施行前に未だ完成せずして依然として賃貸借が本法施行の際尙存續して居るならば本條第四項の適用を受けるものと解する（大審院昭和一〇、四、二四判決參照）。

第四節 本法施行の際現に繫屬する小作關係

其の他農地の利用關係に關する訴訟

事件又は調停事件

法附則第二十一條 第十條第二項及第十一條乃至第十四條ノ規定ハ本法施行

ノ際現ニ繫屬スル小作關係其ノ他農地ノ利用關係ニ關スル訴訟事件

又ハ調停事件ニモ亦之ヲ適用ス

本法に於ては調停制度を擴充強化小作關係其の他農地の利用關係に關する訴訟事件に付き、其の訴訟の繫屬する受訴裁判所が職權に依り調停に付すること、小作關係其の他農地の利用關係に關する調停に於て裁判所必要ありと認むるときは職權を以て調停前の措置として必要なる命令を爲し又は調停に代る裁判を爲すことを得せしめ尙調停に代るべき裁判を爲す場合に必要

ありと認むるときは市町村農地委員會又は道府縣農地委員會の意見を聽くことを得せしめたのであるが、之等の點に付ては本法施行の際現に繫屬する訴訟事件又は調停事件に付ても本法施行後手續の開始されるものと同じに取扱ふことを要するを以て、本法施行の際現に繫屬する小作關係其の他農地の利用關係に關する訴訟事件又は調停事件に付ても裁判所は斯る權限を有するものとした（法附則二二）。

附
錄

- 一、農地調整法
- 二、農地調整法施行令
- 三、自作地登記令
- 四、農地調整法施行規則
- 五、自作農創設維持補助助成規則
- 六、自作農創設維持補助規則（廢止サレタモノ）
- 七、小作調停法
- 八、小作調停法ノ施行期日及施行外地區指定ノ件
- 九、登録稅法（拔萃）
- 十、登録稅法施行規則（拔萃）
- 十一、不動産登記法施行細則（拔萃）

一 農地調整法

(昭和十三年四月二日
法律第六十七號)

第一條 本法ハ互讓相助ノ精神ニ則リ農地ノ所有者及耕作者ノ地位ノ安定及農業生産力ノ維持増進ヲ圖リ以テ農村ノ經濟更生及農村平和ノ保持ヲ期スル爲農地關係ノ調整ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 本法ニ於テ農地トハ耕作ヲ目的トスル土地ヲ謂フ

第三條 農地ノ所有者又ハ耕作者ハ兵役其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リテ農地ヲ自ラ耕作シ又ハ管理スルコト能ハザルトキハ市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル團體ニ農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申出アリタル場合ニ於テハ同項ノ團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農地ノ管理又ハ買取ヲ爲スコトヲ得

第四條 道府縣、市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル團體ガ農村ノ經濟更生ノ爲命令ノ定ムル所ニ依リ自作農創設維持ニ要スル土地ヲ取得シ又ハ使用スルノ必要アルトキハ行政官廳ノ認可ヲ

受ケ土地ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ對シ土地ノ讓渡又ハ使用收益ノ權利ノ設定若ハ讓渡ニ關スル協議ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ團體ガ未墾地ヲ開發シテ同項ノ事業ヲ行ハントスル場合ニ於テ同項ノ規定ニ依ル協議調ハザルトキハ開發セントスル未墾地其ノ他其ノ開發ニ必要ナル土地又ハ其ノ使用收益ノ權利ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ土地收用法ヲ適用ス

第五條 行政官廳農村ノ經濟更生ノ爲必要アリト認ムルトキハ農地ノ所有者ヲシテ農地處分ニ當リ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ市町村農地委員會ニ其ノ旨ヲ通知セシムルコトヲ得

第六條 命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地ノ所有者ハ命令ノ定ムル場所ヲ除クノ外行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ自作地ノ讓渡若ハ貸付ヲ爲シ又ハ之ニ付物權ヲ設定スルコトヲ得ズ

第七條 前條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ前條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地タルコトヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第一項ノ規定ニ依ル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 農地ノ賃貸借ハ其ノ登記ナキモ農地ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ農地ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ效力ヲ生ズ

民法第五百六十六條第一項及第三項ノ規定ハ登記セザル賃貸借ノ目的タル農地ガ賣買ノ目的物ナル場合ニ之ヲ準用ス

民法第五百三十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條 農地ノ賃貸人ハ賃借人ガ宥恕スベキ事情ナキニ拘ラズ小作料ヲ滯納スル等信義ニ反シタル行爲ナキ限り賃貸借ノ解約ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ土地使用ノ目的ノ變更又ハ賃貸人ノ自作ヲ相當トスル場合其ノ他正當ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

當事者ガ農地ノ賃貸借ノ期間ヲ定メタルトキハ當事者ガ期間滿了前六月乃至一年內ニ相手方ニ對シ更新拒絕ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ヲ爲サザルトキハ

従前ノ貸貸借ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ貸貸借ヲ爲シタルモノト看做ス但シ貸貸人ノ疾病ニ因リテ自ラ耕作スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時貸貸借ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

農地ノ貸貸借ノ當事者貸貸借ノ解約ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒マントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ其ノ旨ヲ市町村農地委員會ニ通知スベシ

第二項竝ニ民法第六百十七條及第六百十八條ノ規定ニ異ル小作條件ニシテ賃借人ニ不利ナルモノハ之ヲ定メザルモノト看做ス

第十條 小作關係ノ爭議ニ付公益上必要アリト認ムルトキハ小作官ハ小作調停法ニ依ル調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

小作關係ノ爭議ニ付訴訟ガ繫屬スルトキハ受訴裁判所ハ職權ヲ以テ小作官ノ意見ヲ聽キ事件ヲ小作調停法ニ依ル調停ニ付スルコトヲ得

第十一條 小作調停法ニ依ル調停ノ爲必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ小作官ノ意見ヲ聽キ調停前ノ措置トシテ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル裁判ハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ニ於テ非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス

第一項ノ規定ニ依ル裁判ニ違反シタル者ハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ニ於テ五百圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

非訟事件手續法第二百七條及第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第十二條 小作調停法ニ依ル調停委員會ニ於テ調停成ラザル場合ニ裁判所相當ト認ムルトキハ職權ヲ以テ小作官及調停委員ノ意見ヲ聽キ當事者雙方ノ利益ヲ衡平ニ考慮シ一切ノ事情ヲ斟酌シテ調停ニ代ヘ小作關係ノ存續、小作條件ノ變更其ノ他爭議ノ解決上必要ナル裁判ヲ爲スコトヲ得此ノ裁判ニ於テハ小作料ノ支拂、小作地ノ引渡其ノ他財産上ノ給付ヲ命ズルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル裁判ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依ル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

第一項ノ規定ニ依ル裁判確定シタルトキハ裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第十三條 小作關係ノ爭議ヲ除クノ外相隣關係其ノ他農地ノ利用關係ニ付爭議ヲ生ジタルトキハ當事者ハ裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ小作調停法及第十條乃至前條ノ規定ヲ準用ス

第十四條 裁判所第十二條又ハ前條ノ規定ニ依リ小作關係ノ存續、小作條件ノ變更其ノ他爭議ノ解決上必要ナル裁判ヲ爲サントスル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ市町村農地委員會又ハ道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ得

第十五條 自作農創設維持、小作關係ノ調整、農地ノ交換分合其ノ他農地ニ關スル事項ヲ處理スル爲市町村ニ市町村農地委員會ヲ、道府縣ニ道府縣農地委員會ヲ置クコトヲ得

市町村農地委員會及道府縣農地委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 左ニ掲グル不動産ノ取得ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

- 一 第三條又ハ第四條ノ團體ガ第三條又ハ第四條ノ事業ノ爲ニスル土地ノ取得
- 二 第四條又ハ第六條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依ル個人ノ土地ノ取得
- 三 第四條又ハ第六條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル土地ノ所有者

ガ其ノ創設又ハ維持ノ條件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於ケル事業者ノ土地ノ取得

第十七條 本法ニ於テ町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズルモノトス

附則

第十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ依リ本法施行前ニ創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記ヲ爲スコトヲ得

第六條、第七條第二項及第三項並ニ第十六條第二號及第三號ノ規定ハ前項ノ自作地ニ關シ之ヲ準用ス

第二十條 第八條及第九條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ賃貸借ニモ亦之ヲ適用ス但シ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ賃貸借ニシテ本法施行後一年內ニ其ノ期間滿了スベキモノニ付當事者ガ其ノ期間滿了前一年內ニ相手方ニ對シテ爲シタル更新拒絕ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ハ第九條第二項ノ期間內ニ爲サザルモノト雖モ之ヲ同條同項ノ期間內ニ爲シタルモノト看做ス

第二十一條 第十條第二項及第十一條乃至第十四條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ繫屬スル小作關係其ノ他農地ノ利用關係ニ關スル訴訟事件又ハ調停事件ニモ亦之ヲ適用ス

第二十二條 登録稅法第十九條但書中「第八號、第九號」ヲ「第八號乃至第九號ノ四」ニ改ム

同法同條第八號中「自作農ノ創設維持又ハ」及「北海道府縣市町村、産業組合、産業組合聯合會」ヲ削リ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

八ノ二 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依ル個人ノ土地所有權ノ取得ノ登記

同法同條第九號ヲ左ノ如ク改ム

九 農地調整法第三條若ハ第四條ノ團體又ハ第六條若ハ第十九條ノ事業ヲ行フ者ニ對シ同法第三條、第四條、第六條又ハ第十九條ノ事業ニ要スル資金ノ貸付ヲ爲ス者カ其ノ貸付ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記

九ノ二 農地調整法第三條又ハ第四條ノ團體カ同法第三條又ハ第四條ノ事業ノ爲ニスル土地ノ權利ノ取得ノ登記

九ノ三 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ事業ヲ行フ者カ自作農創設維持ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記

九ノ四 農地調整法第七條又ハ第十九條ノ規定ニ依ル登記

同法同條第十二號ヲ左ノ如ク改ム

十二 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル土地ノ所有者カ其ノ創設又ハ維持ノ條件ヲ具備セサルニ至リタル場合ニ於ケル事業者ノ土地所有權ノ取得ノ登記

二 農地調整法施行令

(昭和十三年七月二十九日
勅令第五百二十六號)

第一條 農地調整法第四條ノ事業ヲ行フ團體ハ道府縣及市町村ノ外産業組合及農事實行組合トス

第二條 農地調整法第四條ノ自作農創設維持ノ事業トハ同條ノ團體ガ命令ノ定ムル所ニ依リ行フ左ノ事業ヲ謂フ

- 一 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ノ購入ニ必要ナル資金ヲ貸付ケ自作地ノ創設ヲ爲スコト
- 二 個人ノ自作地トシテ土地ヲ購入シタルニ因リ生ジタル債務ノ借替ニ必要ナル資金ヲ貸付ケ自作地ノ維持ヲ爲スコト

三 個人ノ自作地ト爲ス爲ノ未墾地ノ購入若ハ開墾ニ必要ナル資金ヲ貸付ケ又ハ其ノ開墾ニ對シ助成ヲ爲シ自作地ノ創設ヲ爲スコト

四 自作地ト爲スベキ土地ヲ購入シ、自作地ト爲ス爲未墾地ヲ購入シテ開發シ又ハ自作地ト爲ス爲其ノ所有スル未墾地ヲ開發シ之ヲ資金ノ貸付又ハ代金割賦支拂ノ方法ニ依リ讓渡シ自作地ノ創設ヲ爲スコト

五 其ノ所有スル土地ヲ代金割賦支拂ノ方法ニ依リ讓渡シ自作地ノ創設ヲ爲スコト

第三條 農地調整法第六條ノ自作農創設維持ノ事業トハ道府縣、市町村、産業組合又ハ農事實行組合ガ直接又ハ間接ニ政府ノ資金ノ融通又ハ補助若ハ助成ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ行フ前條第一號乃至第四號ノ事業及同法第四條第二項ノ規定ニ依リ土地又ハ其ノ使用收益ノ權利ヲ取得シテ行フ前條ノ事業ヲ謂フ

第四條 農地調整法第六條ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地ノ所有者左ノ各號ノ一

ニ該當スル場合ニ於テハ同條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ認可ヲ受ケルコトヲ要セズ

一 自作地ノ創設又ハ維持セラレタル年ヨリ起算シ三十年ヲ經過シ且其ノ創設又ハ維持ノ爲生ジタル事業者ニ對スル債務ノ辨濟ヲ完了シタル後ニ於テ其ノ自作地ノ讓渡若ハ貸付ヲ爲シ又ハ之ニ付物權ヲ設定スルトキ

二 自作地ノ創設又ハ維持ノ爲生ジタル事業者ニ對スル債務ノ爲其ノ自作地ニ付抵當權ヲ設定スルトキ

三 自己若ハ家族ノ兵役又ハ徵用ニ因リ自ラ耕作スルコト能ハザル場合ニ於テ事業者ノ承認ヲ得テ其ノ自作地ノ讓渡ヲ爲ストキ

四 自己若ハ家族ノ兵役、徵用若ハ疾病又ハ牛馬ノ徵發其ノ他特別ノ事由ニ因リ自ラ耕作スルコト能ハザル場合ニ於テ事業者ノ承認ヲ得テ其ノ自作地ヲ一時貸付クルトキ

第五條 市町村農地委員會ノ設置及廢止ハ地方長官市町村長ノ意見ヲ徵シ之ヲ定ム

第六條 市町村農地委員會ハ左ニ掲グル事項ヲ處理スルモノトス

- 一 農地調整法第三條ノ事業ニ關スル調査審議及斡旋
 - 二 農地調整法第四條ノ事業ニ關スル調査審議及斡旋
 - 三 農地調整法第六條ノ自作農創設維持ノ事業ニ關スル調査審議及斡旋
 - 四 農地調整法第五條又ハ第九條第三項ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於ケル斡旋
 - 五 小作關係、相隣關係其ノ他農地ノ利用關係ニ關スル斡旋及爭議ノ防止
 - 六 農地調整法第十四條ノ規定ニ依ル裁判所ニ對スル意見ノ申出
 - 七 農地ノ交換分合ノ斡旋其ノ他農地事情ノ改善ニ關スル事項
 - 八 前各號ニ掲グルモノノ外農地關係ノ調整ニ關シ地方長官ノ命ズル事項
- 第七條 市町村農地委員會ハ當該市町村ノ區域内ニ存スル農地ニ關スル事項ヲ處理スルモノトス但シ耕作者又ハ農地ノ所有者ノ爲必要アル場合ニ於テハ他ノ市町村ノ區域内ニ存スル農地ニ關スル事項ヲ處理スルコトヲ得
- 市町村農地委員會其ノ處理スベキ事項ガ二以上ノ市町村ニ關係ヲ有シ之ヲ處理スルコト困難又ハ不適當ト認ムルトキハ道府縣農地委員會ニ對シ當該事項ノ處理ヲ申出ヅルコトヲ得

第八條 市町村農地委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第九條 市町村農地委員會ノ委員ハ八人以内トス但シ特別ノ事由アルトキハ地方長官ハ其ノ定數ヲ増加スルコトヲ得

特別ノ事項ヲ處理スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第十條 市町村農地委員會ノ會長、委員及臨時委員ハ地方長官之ヲ選任シ又ハ解任ス

會長ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外市町村長ヲ之ニ選任スルモノトス

第十一條 市町村農地委員會ノ會長、委員及臨時委員ハ名譽職トス

會長及委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ之ヲ解任スルコトヲ妨

グズ
補缺選任其ノ他ノ事由ニ因リ他ノ委員ト選任ノ時ヲ異ニスル委員ノ任期ハ他ノ委員ノ殘任期間トス

會長ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖モ後任ノ會長就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フ

第十二條 市町村農地委員會ノ會長、委員又ハ臨時委員ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ職ヲ辭スル

コトヲ得ズ

第十三條 市町村農地委員會ノ會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ地方長官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第十四條 市町村農地委員會必要アリト認ムルトキハ重要ナル事項ヲ除クノ外會長ノ指名スル委員又ハ臨時委員ヲシテ其ノ事務ノ處理ヲ擔任セシムルコトヲ得

第十五條 市町村農地委員會又ハ前條ノ規定ニ依リ事務ノ處理ヲ擔任スル委員若ハ臨時委員ハ事務ノ處理ノ爲必要アリト認ムルトキハ期日及場所ヲ定メ當事者ヲ呼出シ又ハ利害關係人ノ參加ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 前條ノ場合ニ於テハ當事者又ハ利害關係人ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ市町村農地委員會又ハ第十四條ノ規定ニ依リ事務ノ處理ヲ擔任スル委員若ハ臨時委員ノ承認ヲ受ケ代理人ヲシテ出頭セシメ又ハ輔佐人ヲ同伴スルコトヲ得

市町村農地委員會又ハ第十四條ノ規定ニ依リ事務ノ處理ヲ擔任スル委員若ハ臨時委員ハ何時ニテモ前項ノ承認ヲ取消スコトヲ得

第十七條 市町村農地委員會ニ關スル費用ハ市町村ノ負擔トス

第十八條 市町村農地委員會ノ事務ノ處理ニ關シ當事者ノ申出ニ因リ特別ノ行爲ヲ爲シタル爲要シタル費用ニ付市町村長ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ其ノ實費ヲ徵スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ其ノ費用ヲ豫納セシムルコトヲ得

第十九條 前條第一項ノ規定ニ依リ徵收シタル費用ハ市町村ノ收入トス

第二十條 北海道廳又ハ府縣ノ小作官又ハ自作農創設維持其ノ他農地ニ關スル事務ニ從事スル官吏若ハ待遇官吏ハ市町村農地委員會ノ會議ニ出席シ且意見ヲ述ブルコトヲ得

第二十一條 道府縣ニ道府縣農地委員會ヲ置ク

第二十二條 道府縣農地委員會ハ左ニ掲グル事項ヲ處理スルモノトス

- 一 農地調整法第四條ノ事業ニ關スル調査審議及斡旋
- 二 農地調整法第六條ノ自作農創設維持ノ事業ニ關スル調査審議及斡旋
- 三 小作關係其ノ他農地ノ利用關係ニ關スル斡旋及爭議ノ防止
- 四 農地調整法第十四條ノ規定ニ依ル裁判所ニ對スル意見ノ申出

五 第七條第二項ノ規定ニ依リ申出アリタル事項

六 前各號ニ掲グルモノノ外農地事情ノ改善ニ關スル事項及農地關係ノ調整ニ關シ農林大臣
ノ命ズル事項

第二十三條 道府縣農地委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十四條 道府縣農地委員會ノ會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

第二十五條 道府縣農地委員會ノ委員ハ十五人以内トス

特別ノ事項ヲ處理スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第二十六條 道府縣農地委員會ノ委員及臨時委員ハ農林大臣之ヲ選任シ又ハ解任ス

第二十七條 第十一條乃至第十六條ノ規定ハ道府縣農地委員會ニ之ヲ準用ス

第二十八條 道府縣農地委員會ニ關スル費用ハ道府縣ノ負擔トス

第二十九條 道府縣農地委員會ノ事務ノ處理ニ關シ當事者ノ申出ニ因リ特別ノ行爲ヲ爲シタル
爲要シタル費用ニ付地方長官ハ其ノ實費ヲ徵スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ費用ヲ豫納セシムルコトヲ得

第三十條 前條第一項ノ規定ニ依リ徵收シタル費用ハ道府縣ノ收入トス

第三十一條 市町村農地委員會及道府縣農地委員會ハ農林大臣及地方長官ノ監督ニ屬ス

第三十二條 農林大臣又ハ地方長官ハ市町村農地委員會又ハ道府縣農地委員會ニ對シ監督上必
要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 本令中町村又ハ町村長トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズルモノ

トス

附則

第三十四條 本令ハ農地調整法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十五條 農地調整法第十九條ノ自作農創設維持ノ事業トハ道府縣、市町村、産業組合又ハ
農事實行組合ガ自作農創設維持補助規則若ハ自作農創設維持補助成規則ニ依ル補助若ハ助
成ニ依リ又ハ其ノ補助若ハ助成ニ依ルモノト左ニ掲グル事項ニ付同一ノ條件ヲ以テ道府縣ノ
施設ニ依リ行ヒタル自作農創設維持ノ事業ヲ謂フ

一 創設又ハ維持セラルル自作地ノ所有者ノ資格

72
23

- 二 創設又ハ維持セラルル土地ノ單價及總價額ノ制限
 - 三 自作ヲ繼續スベキ年限
 - 四 讓渡又ハ抵當權設定ノ制限
 - 五 創設又ハ維持セラルル自作地ノ所有者ガ前各號ノ事項ニ違反シタル場合ノ處置
- 第四條ノ規定ハ前項ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地ノ所有者ニ之ヲ準用ス

三 自作地登記令

(昭和十三年七月二十九日
勅令第五百二十七號)

- 第一條 農地調整法第七條第一項ノ自作地ノ登記ハ道府縣又ハ市町村ガ事業者ナルトキハ其ノ囑託ニ因リ、産業組合又ハ農事實行組合ガ事業者ナルトキハ其ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
- 前項ノ囑託又ハ申請ヲ爲スニハ自作地ナル旨ノ地方長官ノ證明書ヲ添附スルコトヲ要ス
- 第二條 前條第一項ノ囑託又ハ申請アリタルトキハ登記官吏ハ其ノ土地ノ登記用紙中甲區事項欄ニ其ノ土地ガ農地調整法ニ依ル自作地ナル旨ノ記載ヲ爲スコトヲ要ス

- 第三條 自作地ノ讓渡アリタル場合ニ於テ其ノ讓渡ニ因リ自作地タラザルモノト爲リタル土地ニ付所有權移轉登記ノ申請ヲ爲スニハ自作地タラザルモノト爲リタル旨ノ地方長官ノ證明書ヲ添附スルコトヲ要ス

登記官吏前項ノ移轉登記ヲ爲シタルトキハ之ト共ニ前條ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ自作地ニ付競賣又ハ公買ノ處分アリタル場合ニ之ヲ準用ス

- 第四條 自作地ニシテ農地調整法施行令第四條第一號ノ規定ニ依リ其ノ處分ニ付行政官廳ノ認可ヲ要セザルニ至リタルモノニ付テハ其ノ所有者ハ第二條ノ登記ノ抹消ヲ申請スルコトヲ得
- 此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ其ノ旨ノ證明書ヲ添附スルコトヲ要ス

- 第五條 前四條ノ規定ハ農地調整法第十九條第一項ノ自作地ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ農地調整法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

四 農地調整法施行規則

(昭和十三年七月二十九日
農林省令第三十二號)

7
23

第一條 農地調整法第三條ノ團體ハ市町村ノ外市農會、町村農會、産業組合、農事實行組合及養蠶實行組合トス但シ買取ノ事業ニ付テハ市農會及町村農會ヲ除ク

第二條 市町村農地委員會必要アリト認ムルトキハ農地調整法第三條ノ團體中同條第一項ノ規定ニ依ル農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ爲スベキ團體ヲ指定スルコトヲ得

第三條 農地調整法第三條第一項ノ規定ニ依リ農地ノ所有者又ハ耕作者ガ農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ爲スコトヲ得ルハ兵役ノ外自己又ハ家族ノ徵用、牛馬ノ徵發、農村ノ經濟更生ノ爲ニスル移民其ノ他公共ノ爲己ムヲ得ザル事由ニ因リ自ラ耕作シ又ハ管理スルコト能ハザル場合トス

第四條 農地調整法第三條ノ團體同條ノ事業ヲ爲サントスルトキハ市町村農地委員會ノ審議ヲ經テ規程ヲ定メ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第五條 地方長官ハ何時ニテモ農地調整法第三條ノ團體ヲシテ同條ノ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ其ノ事業ノ狀況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第六條 農地調整法第四條又ハ第六條ノ自作農創設維持ノ事業ハ資金ノ貸付又ハ助成ニ依リ之

ヲ爲ス場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一 自作地ノ創設又ハ維持ヲ受クル者ハ現ニ農業ニ従事シ自作地ノ經營ヲ持續スルコトヲ得ル見込アル者ナルコト

二 自作地ノ創設ヲ受クル者ハ土地ガ小作地又ハ借地ナル場合ニ於テハ其ノ小作人又ハ借地人ナルコト但シ其ノ他ノ者ニ對シ自作地ノ創設ヲ爲スコトニ付其ノ小作人又ハ借地人ガ同意シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

三 自作地トシテ創設又ハ維持セラルル土地ハ其ノ上ニ抵當權又ハ自作ノ障碍トナルベキ權利ガ存在セザルモノナルコト

四 自作地ノ創設ヲ受クル者ガ購入セントスル土地ノ購入價格ハ附録ニ定ムル算式ニ依ル標準價格(特ニ必要アルトキハ附録ニ定ムル算式ニ依リ算出シタル價格ノ範圍内ニ於テ農林大臣ノ定ムルモノ)及當該地方ノ普通價格ヲ超エザルモノナルコト

五 自作地ノ維持ヲ受クル者ガ借替ヲ爲サントスル債務額ハ前號ノ標準價格及普通價格ヲ超エズ且其ノ土地ノ購入價格ハ購入當時ニ於ケル前號ノ標準價格及普通價格ヲ超エザルモノ

ナルコト

六 未墾地ノ開墾ニ依リ自作地ノ創設ヲ爲ス場合ニ於テハ未墾地ノ價格ニ開墾費(助成アル場合ニ於テハ其ノ金額ヲ控除ス)ヲ加算シタルモノガ開墾ニ依ル土地ノ第四號ノ標準價格及普通價格ヲ超エザル見込アルモノナルコト

七 創設又ハ維持セラルル自作地ノ價額ハ一世帯ニ付田畑ニ在リテハ四千圓、宅地ニ在リテハ五百圓ヲ超エザルモノナルコト但シ自作地ノ創設又ハ維持ヲ受クル者ガ現ニ田畑又ハ宅地ヲ所有スル場合ニ於テハ其ノ田畑又ハ宅地(維持ノ場合ニ於テハ維持セントスル田畑又ハ宅地ヲ除ク)ノ價額ト購入シ又ハ維持セントスル田畑又ハ宅地トノ合計額ガ田畑ニ在リテハ四千圓(農林大臣ノ特ニ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ付テハ六千圓)、宅地ニ在リテハ五百圓ヲ超エザルモノナルコト

八 貸付利率ハ年三分二厘以下トシ償還期間ハ据置期間ヲ除キ原則トシテ二十四年トスルコト

九 貸付ハ年賦償還又ハ半年賦償還ノ方法ニ依リ之ヲ爲シ元金ト利息トヲ併セ計算シ每期同

一ノ金額ヲ償還セシムルコト

十 創設又ハ維持セラレタル自作地ノ所有者ハ資金ノ貸付ヲ受ケタル場合ニ於テハ貸付ノ際決定セラレタル償還期間内(其ノ償還期間内ニ債務ノ辨濟ヲ完了セザルトキハ其ノ辨濟ヲ完了スル迄ノ期間)、助成ヲ受ケタル場合ニ於テハ助成ヲ受ケタル年ヨリ起算シ三十年間事業業者ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ自作地ヲ讓渡シ、自作ヲ廢止シ又ハ貸付金ノ擔保トシテ事業者ノ取得スル抵當權ヲ除クノ外其ノ土地ノ上ニ抵當權若ハ自作ノ障碍トナルベキ權利ヲ設定スルコトヲ得ザルモノトスルコト

十一 創設又ハ維持セラレタル自作地ノ所有者事業者ノ承認ヲ得テ其ノ土地ヲ自作地トシテ讓渡スル場合ニ於テハ讓受人ガ第一號ノ資格ヲ有シ且農地ヲ所有セズ又ハ第七號但書ニ該當スル者ニシテ事業者ニ對スル一切ノ義務ヲ承繼スルモノナルトキニ限ルモノトスルコト

十二 創設又ハ維持セラレタル自作地ノ所有者ガ創設又ハ維持ノ條件ニ違反シタル場合ニ於テ貸付金ノ未償還金アルトキハ事業者ハ一時之ヲ返還セシメ又ハ其ノ定ムル條件ヲ以テ創設又ハ維持セラレタル自作地ヲ先買スルコトヲ得ルモノトスルコト

前項ノ自作農創設維持ノ事業ハ代金割賦支拂ノ方法ニ依リ土地ヲ讓渡シテ之ヲ爲ス場合ニ於テハ前項各號ノ例ニ依ルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依ル自作農創設維持ノ事業ヲ爲ス者其ノ事業ノ爲自作地ト爲スベキ土地又ハ開發シテ自作地ト爲スベキ未墾地ヲ購入スル場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一 購入セントスル土地ガ小作地又ハ借地ナル場合ニ於テハ其ノ小作人又ハ借地人ニ付自作地ノ創設ヲ爲スコトヲ得ルモノナルコト但シ其ノ他ノ者ニ對シ自作地ノ創設ヲ爲スコトニ付其ノ小作人又ハ借地人ガ同意シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二 自作地ト爲スベキ土地ニ在リテハ購入後五年以内ニ、開發シテ自作地ト爲スベキ未墾地ニ在リテハ開發完了後遲滯ナク之ヲ讓渡シ自作地ノ創設ヲ爲スコト但シ行政官廳ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

三 自作地ト爲スベキ土地又ハ自作地ト爲ス爲開發シタル土地ハ前號ニ依リ自作地ノ創設ヲ爲ス迄ノ期間ハ其ノ創設ヲ受クル者ヲシテ之ヲ耕作シ又ハ使用セシムルコト

四 自作地ト爲スベキ土地又ハ開發シテ自作地ト爲スベキ未墾地若ハ開發シタル土地ハ第二

號ニ依ル讓渡又ハ前號ニ依ル貸付ノ場合ヲ除クノ外行政官廳ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ自作地ノ創設ノ用ニ供セズ、之ヲ貸付ケ若ハ讓渡シ又ハ之ニ付抵當權其ノ他ノ物權ヲ設定スルコトヲ得ザルコト

前項第二號及第四號ノ行政官廳ハ道府縣ガ自作農創設維持ノ事業ヲ行フ場合ニ於テハ農林大臣、其ノ他ノ團體ガ之ヲ行フ場合ニ於テハ地方長官トス

第七條 農地調整法第四條又ハ第六條ノ團體同條ノ自作農創設維持ノ事業ヲ行ハントスルトキハ道府縣ニ在リテハ農林大臣ノ、市町村、産業組合又ハ農事實行組合ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ但シ市町村、産業組合又ハ農事實行組合ガ農林大臣ノ承認ヲ得タル道府縣ノ施設ニ基キ行フ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 道府縣前條ノ認可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一 事業計畫書

二 事業ニ關スル收支豫算書

三 事業ニ關スル諸規程

四 資金ニ關スル調書、起債議決書ノ謄本及起債ニ關スル許可書ノ寫

五 未墾地ノ開發事業ノ施行ニ關シ必要ナル認可、許可、議決又ハ同意ヲ證スル書面
前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

前二項ノ規定ハ道府縣ガ前條ノ承認ヲ受クル場合ニ之ヲ準用ス

第九條 農地調整法第四條ノ團體同條第一項ノ認可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ道府縣ニ在リテハ農林大臣ニ、市町村、産業組合又ハ農事實行組合ニ在リテハ地方長官ニ之ヲ提出スベシ

一 取得シ又ハ使用セントスル土地ノ地目、地番、面積及其ノ土地ニ關シ現ニ存スル權利ノ内容ヲ記載シタル書面

二 取得セントスル權利ノ内容ヲ記載シタル書面

三 協議ヲ必要トスル事由及協議ヲ求メントスル者ノ住所氏名ヲ記載シタル書面

四 取得シ又ハ使用セントスル土地ノ附近ノ土地事情ヲ記載シタル書面

五 道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ノ審議ノ結果ヲ記載シタル書面

第十條 地方長官ハ農地調整法第五條ノ規定ニ依リ區域及通知ヲ爲スベキ場合ヲ定メ其ノ區域内ニ在ル農地ノ所有者ヲシテ農地處分ノ一月前迄ニ其ノ農地ノ所在スル市町村農地委員會ニ其ノ旨ヲ通知セシムルコトヲ得

地方長官前項ノ命令ヲ爲シタルトキハ其ノ旨農林大臣ニ報告スベシ

第十一條 農地調整法第六條ノ自作地ノ所有者同條ノ認可ヲ受ケントスルトキハ事由ヲ具シ地方長官ニ申請スベシ

前項ノ申請ハ事業者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テハ事業者ハ遲滯ナク意見ヲ附シ
又ハ地方長官ニ進達スルコトヲ要ス

第十二條 農林大臣又ハ地方長官ハ何時ニテモ農地調整法第四條又ハ第六條ノ事業ヲ行フ團體ヲシテ同條ノ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ事業ノ狀況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十三條 農地調整法第九條第三項ノ規定ニ依ル通知ハ解約ノ申入ヲ爲シ又ハ更新拒絕ノ通知

若ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ヲ發スル日ヨリ一月前迄ニ農地ノ所在スル市町村農地委員會ニ、農地ノ所在スル市町村ニ市町村農地委員會ナキ場合ニ於テハ相手方ノ居住スル市町村ノ市町村農地委員會ニ之ヲ爲スベシ

第十四條 地方長官市町村農地委員會ヲ設置シ又ハ廢止シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ告示シ且農林大臣ニ報告スベシ

第十五條 市町村農地委員會ノ會長、委員又ハ臨時委員ノ選任ニ付テハ地方長官ハ市町村長ノ意見ヲ徵スベシ

第十六條 道府縣農地委員會ノ委員又ハ臨時委員ノ選任ニ付テハ農林大臣ハ地方長官ノ意見ヲ徵スルモノトス

第十七條 本則中町村又ハ町村長トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズルモノトス

附則

本令ハ農地調整法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附錄

標準價格ニ 小作料金額—公租公課
0.06033

備考

- 一 小作料ハ平年作ニ於ケル實納小作料ニ依ルコト但シ小作料ノ定ナキ土地ニ在リテハ其ノ土地ニ類似スル土地ノ小作料ニ依ルコト
小作料ガ平年作ニ於ケル收穫高ニ比シ不適當ト認メラルルトキハ適當ナル額ヲ以テ小作料ニ代フルコト
- 二 小作料及收穫高ヲ價額ニ換算スル場合ニ於テハ其ノ物ノ價格ハ當該地方ニ於ケル最近五年ノ平均價格ヲ用フルコト但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 三 小作權賣買ノ慣行アル地方ニ於テ土地ノ購入ニ際シ其ノ土地ノ小作權ヲ併セ購入スル場合ニ於テハ小作料ハ小作權者ガ轉貸スル場合ニ於ケル又小作料ニ依ルコト
- 四 算式中ノ公租公課ニハ地租、地租附加税又ハ之ニ準ズベキ地方税、農會費中地租割及水利組合費（北海道ニ在リテハ土功組合費）ヲ含ムモノトス

72
23

五 自作農創設維持補助成規則

(昭和十二年十月二十三日)
農林省令第四十六號

第一條 農林大臣ハ自作農ノ創設又ハ維持ヲ圖ル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金又ハ助成金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ道府縣ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ行フ爲借入レタル簡易生命保險積立金其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル資金ノ年賦償還金(利息ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ對シ道府縣ニ之ヲ交付ス

一 個人ノ自作農地(自家用宅地ヲ含ム以下之ニ同ジ)ト爲スベキ土地ノ購入若ハ自作農地ノ維持(自作農地トシテ農地ヲ購入シタルニ因リ生ジタル債務ニシテ其ノ農地ヲ抵當トスルモノ其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムルモノノ借替)又ハ自作農地ト爲ス爲ノ未墾地ノ開墾ニ必要ナル資金ノ貸付

二 市町村其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル團體ガ自作農ノ創設ノ爲ニ行フ土地ノ購入又ハ未墾地ノ開發ニ必要ナル資金ノ貸付

三 道府縣ガ自作農ノ創設ノ爲ニ行フ未墾地ノ購入又ハ開發

助成金ハ道府縣ノ左ニ掲グル獎勵金又ハ費用ニ對シ道府縣ニ之ヲ交付ス

一 個人ガ自作農地ト爲ス爲ニ行フ未墾地ノ開墾ノ工事費又ハ之ニ對スル市町村其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル團體ノ獎勵金ニ對シ交付スル獎勵金

二 市町村其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル團體ガ自作農ノ創設ノ爲ニ未墾地ノ開發ヲ行フ場合ニ於ケル左ニ掲グル費用又ハ獎勵金ニ對シ交付スル獎勵金

(イ) 開墾竝ニ之ニ附隨シテ行フ農業經營上必要ナル土地ニ關スル工事及施設ニ要スル費用

(ロ) 移住家屋及共同建造物ノ建設ニ要スル費用又ハ之ニ對シ交付スル獎勵金

三 道府縣ガ自作農ノ創設ノ爲ニ未墾地ノ開發ヲ行フ場合ニ於ケル前號(イ)ノ費用又ハ(ロ)ノ費用若ハ獎勵金

第三條 補助金ノ額ハ借入金ノ年賦償還金ト其ノ年利率ヲ三分二厘トシテ計算シタル年賦償還金トノ差額ヲ標準トス

前條第二項第一號ノ獎勵金ニ對スル助成金ノ額ハ其ノ工事費ノ十分ノ四以内トス
前條第二項第二號ノ獎勵金又ハ第三號ノ費用若ハ獎勵金ニ對スル助成金ノ額ハ左ノ標準ニ依
ル

- 一 (イ)ノ費用ニ關スルモノニ在リテハ其ノ費用ノ十分ノ四以内
- 二 (ロ)ノ費用又ハ獎勵金ニ關スルモノニ在リテハ移住家屋ニ付テハ一戸當參百圓以内、
共同建造物ニ付テハ其ノ建設ニ要スル費用ノ十分ノ三以内

第四條 補助金ノ交付ヲ受クル道府縣ハ自作農地トシテ農地ヲ購入シ又ハ自作農地ヲ維持セン
トスル個人ニ對シ第二條第一項第一號ノ資金ノ貸付ヲ行フ場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ルコト
ヲ要ス

- 一 借受人ハ現ニ農業ニ從事シ自作農地ノ經營ヲ持續スルコトヲ得ル見込アル者ナルコト
- 二 借受人ハ購入セントスル農地ガ小作地又ハ借地ナル場合ニ於テハ其ノ小作人又ハ借地人
ナルコト但シ其ノ他ノ者ニ對シ自作農地ノ創設ヲ行フコトニ付其ノ小作人又ハ借地人ガ同意
シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

三 購入セントスル農地ノ購入價格ハ借受人ガ自作農地ノ經營ヲ持續スルコトヲ得ル爲附錄
ニ定ムル算式ニ依ル標準價格及當該地方ノ普通價格ヲ超エザルモノナルコト

四 小作權賣買ノ慣行アル地方ニ於テ農地ノ購入ニ際シ其ノ小作權ヲ併セ購入スル場合ニ於
テハ農地ノ購入價格ニ小作權ノ購入價格ヲ加算シタルモノガ前號ノ標準價格及普通價格ヲ
超エザルモノナルコト

五 維持ノ爲借替ヲ爲サントスル債務額ハ第三號ノ標準價格及普通價格ヲ超エズ且其ノ農地
ノ購入價格(小作權ヲ併セ購入シタル場合ニ於テハ小作權ノ購入價格ヲ加算シタルモノ)
ガ購入當時ニ於ケル第三號ノ標準價格及普通價格ヲ超エザルモノナルコト

六 購入シ又ハ維持セントスル農地ハ其ノ上ニ抵當權又ハ自作ノ障碍ト爲ルベキ權利ガ存在
セザルモノナルコト

七 購入シ又ハ維持セントスル農地ノ價額ハ田畑ニ在リテハ四千圓、宅地ニ在リテハ五百圓
ヲ超エザルモノナルコト但シ借受人ガ現ニ田畑又ハ宅地ヲ所有スル場合ニ於テハ其ノ田畑
又ハ宅地(維持ノ場合ニ於テハ維持セントスル田畑又ハ宅地ヲ除ク)ノ價額ト購入シ又ハ

維持セントスル田畑又ハ宅地ノ價額トノ合計額ガ夫々四千圓又ハ五百圓ヲ超エザルモノナルコトヲ要ス

八 貸付金額ハ田畑ニ在リテハ四千圓以内、宅地ニ在リテハ五百圓以内トシ農地ノ購入價額又ハ借替ヲ爲サントスル債務額ノ全額トスルコト但シ全額未滿ノ貸付ヲ受ケントスル者ニ對スル貸付金額ハ其ノ申込額トス

九 貸付利率ハ年三分二厘以下、据置期間ハ一年以内トシ償還期間ハ農林大臣ノ適當ト認ムル場合ヲ除クノ外二十四年ヲ下ラザルコト

十 貸付ハ年賦償還又ハ半年賦償還ノ方法ニ依リ元金ト利息トヲ併セ計算シ每期同一ノ金額ヲ償還セシムルコト

十一 借受人ガ前號ニ依ル償還金額ノ外未償還金額ヲ償還セントスルトキハ之ヲ認ムルコトハ

十二 購入シ又ハ維持シタル農地ノ收穫高ガ不可抗力ニ因リ著シク減少シ又ハ皆無トナリタルトキハ借受人ノ事情ニ應ジ償還方法ヲ適當ニ變更スルコト

十三 購入シ又ハ維持シタル農地ノ全部ノ上ニ貸付金ノ擔保トシテ第一抵當權ヲ設定セシム

ルコト

十四 借受人ハ償還ヲ了リタルトキト雖モ貸付ノ際決定セラレタル償還期間内又ハ第十二號ニ依リ變更セラレタル償還期間内ハ貸付者ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ自作ヲ廢止シ又ハ前號ノ抵當權ヲ除クノ外其ノ農地ノ上ニ抵當權若ハ自作ノ障礙トナルベキ權利ヲ設定スルコトヲ得ザルモノトスルコト

十五 借受人ハ前號ノ期間内農地ヲ讓渡スコトヲ得ザルモノトスルコト但シ貸付者ノ定ムル制限ニ從ヒ農地ヲ貸付者ニ又ハ貸付者ヲ經テ第三者ニ讓渡ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

十六 前號ニ依リ農地ヲ貸付者ヲ經テ第三者ニ讓渡ス場合ニ於テハ其ノ讓受人ハ第一號ノ資格ヲ具備シ且農地ヲ所有セズ又ハ第七號但書ニ該當スル者ニシテ借受人ノ債務ヲ引受クルモノナルコト

十七 前號ノ讓受人ナキ場合ニ於テ其ノ他ノ者ニ農地ヲ讓渡シタルトキハ讓渡ノ際借受人ヲシテ未償還金額ヲ返還セシムルコト

十八 借受人ガ前數號ニ依ル條件ニ違反シタルトキハ違約金ヲ徵收シ且貸付金ノ未償還金額

72
23

ヲ一時ニ返還セシメ又ハ未償還金額ヲ免除スル條件ニ依リ左ノ金額（借受人ガ購入シタル農地ノ上ニ賣買ノ慣行アル小作權ヲ有シタル場合ニ於テハ其ノ小作權ノ價額ヲ加算シタルモノ）ヲ以テ農地ヲ先買スルコトヲ得ルモノトスルコト

(イ) 購入價額ノ全額ニ相當スル金額ノ貸付ヲ行ヒタル場合ニ於テハ償還ヲ受ケタル金額中元金ニ相當スル金額

(ロ) 購入價額ノ一部ニ相當スル金額ノ貸付ヲ行ヒタル場合又ハ維持ノ爲貸付ヲ行ヒタル場合ニ於テハ償還ヲ受ケタル金額中元金ニ相當スル金額ニ貸付當時ニ於ケル其ノ農地ノ價額（購入ノ場合ニ於テハ購入價額）ト貸付金額トノ差額ヲ加算シタル金額

補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クル道府縣ハ自作農地ト爲ス爲未墾地ヲ購入シ且開墾シ又ハ其ノ所有スル未墾地ヲ開墾セントスル個人ニ對シ第二條第一項第一號ノ資金ノ貸付又ハ同條第二項第一號ノ獎勵金ノ交付ヲ行フ場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一 資金ノ貸付又ハ獎勵金ノ交付ヲ受クル者ハ現ニ農業ニ従事シ自作農地ノ經營ヲ持續スルコトヲ得ル見込アル者ナルコト

二 未墾地ノ價格ニ開墾費（但シ獎勵金ノ交付アル場合ニ於テハ之ヲ控除ス）ヲ加算シタルモノガ開墾ニ依ル農地ノ附録ニ定ムル算式ニ依ル標準價格及當該地方ノ普通價格ヲ超エザル見込アルモノナルコト

三 未墾地ノ開墾ニ依ル農地ノ價額ハ田畑ニ在リテハ四千圓、宅地ニ在リテハ五百圓ヲ超エザルモノナルコト但シ資金ノ貸付又ハ獎勵金ノ交付ヲ受クル者ガ現ニ田畑又ハ宅地ヲ所有スル場合ニ於テハ其ノ田畑又ハ宅地ノ價額ト開墾ニ依ル田畑又ハ宅地ノ價額トノ合計額ガ夫々四千圓又ハ五百圓ヲ超エザルモノナルコト

四 購入シ又ハ開墾セントスル未墾地ハ其ノ上ニ抵當權又ハ自作ノ障礙ト爲ルベキ權利ガ存在セザルモノナルコト

五 貸付金額ハ田畑ト爲ス場合ニ於テハ四千圓以内、宅地ト爲ス場合ニ於テハ五百圓以内トシ未墾地ノ購入價額及開墾費ノ全額トスルコト但シ全額未滿ノ貸付ヲ受ケントスル者ニ對スル貸付金額ハ其ノ申込額トス

六 据置期間ヲ五年以内トスルノ外貸付利率、償還期間、償還方法等ニ付テハ前項第九號乃

至第十三號ノ例ニ依ルコト

七 未墾地又ハ其ノ開墾ニ依ル農地ノ利用又ハ處分ニ付テハ前項第十四號乃至第十七號ノ例ニ依ルコト但シ資金ノ貸付ヲ行ハザル場合ニ於テハ前項第十四號及第十五號ノ期間ハ獎勵金交付ノ時ヨリ三十年間トスルコト

八 資金ノ貸付又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ資金ノ貸付ヲ行ヒタルトキハ違約金ヲ徵收シ且貸付金ノ未償還金額ヲ一時ニ返還セシメ、獎勵金ノ交付ヲ行ヒタルトキハ獎勵金ノ全部若ハ一部ノ償還ヲ命ジ又ハ獎勵金ノ交付ヲ停止シ若ハ廢止スルコトヲ得ルモノトスルコト

(イ) 前數號ニ依ル條件ニ違反シタルトキ

(ロ) 開墾ノ全部若ハ一部ヲ停止シ若ハ廢止シ又ハ開墾ノ成績不良其ノ他目的達成困難ナルトキ

九 前號ノ場合ニ於テ道府縣ハ未墾地ノ購入ノ爲ノ貸付金ノ未償還金額ヲ一時ニ返還セシムルコトニ代ヘ未償還金額ヲ免除スル條件ニ依リ左ノ金額ヲ以テ土地ヲ先買スルコトヲ得ル

モノトスルコト

(イ) 未墾地ノ購入價額ノ全額ニ相當スル金額ノ貸付ヲ行ヒタル場合ニ於テハ償還ヲ受ケタル金額中元金ニ相當スル金額ニ開墾ニ因リ現ニ存スル増價額ヲ加算シタル金額

(ロ) 未墾地ノ購入價額ノ一部ニ相當スル金額ノ貸付ヲ行ヒタル場合ニ於テハ償還ヲ受ケタル金額中元金ニ相當スル金額ニ未墾地ノ購入價額ト貸付金額トノ差額及開墾ニ因リ現ニ存スル増價額ヲ加算シタル金額

補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クル道府縣ハ市町村其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル團體ニ第二條第一項第一號ノ資金ヲ轉貸シ又ハ同條第二項第一號ノ獎勵金ヲ交付シテ之ヲ個人ニ貸付ケ又ハ交付セシムル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依ラシムルコトヲ要ス

第五條 補助金ノ交付ヲ受クル道府縣ハ自作農ノ創設ヲ行フ爲農地ヲ購入セントスル市町村其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル團體ニ對シ第二條第一項第二號ノ資金ノ貸付ヲ行フ場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一 購入セントスル農地ガ小作地又ハ借地ナル場合ニ於テハ其ノ小作人又ハ借地人ニ付第四

號ニ依リ自作農ノ創設ヲ行フコトヲ得ルモノナルコト但シ其ノ他ノ者ニ對シ自作農ノ創設ヲ行フコトニ付其ノ小作人又ハ借地人ガ同意シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

二 購入セントスル農地ハ其ノ上ニ抵當權又ハ自作農ノ創設ニ障碍ト爲ルベキ權利ガ存在セザルモノナルコト

三 据置期間ヲ五年以内トスルノ外貸付利率、償還期間、償還方法等ニ付テハ前條第一項第九號乃至第十一號ノ例ニ依ルコト

四 購入シタル農地ハ資金貸付ノ時ヨリ五年以内又ハ特別ノ事由ニ因リ道府縣ノ承認ヲ得タル期間内ニ前條第一項各號ノ例ニ依リ資金ノ貸付ニ代ヘ代金割賦支拂ノ方法ヲ以テ自作農地トシテ之ヲ讓渡スモノトスルコト但シ道府縣ノ承認ヲ得テ第二條第一項第一號ノ資金ノ貸付ニ依リ讓渡スコトヲ妨ゲズ

五 購入シタル農地ハ前號ニ依リ自作農ノ創設ヲ行フ迄ノ期間ハ其ノ創設ヲ受ケントスル者ヲシテ之ヲ耕作シ又ハ使用セシムルモノトスルコト

六 購入シタル農地ハ道府縣ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ自作農ノ創設ノ用ニ供セズ、之ヲ

貸付ケ若ハ讓渡シ又ハ之ニ付抵當權其ノ他ノ物權ヲ設定スルコトヲ得ザルモノトスルコト但シ第四號ニ依ル讓渡又ハ前號ニ依ル貸付ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラズ

七 借受者ガ前數號ニ依ル條件ニ違反シタルトキハ違約金ヲ徵收シ且貸付金ノ未償還金額ヲ一時ニ返還セシムルコトヲ得ルモノトスルコト

補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クル道府縣ハ自作農ノ創設ヲ行フ爲未墾地ヲ購入シ且開發シ又ハ其ノ所有スル未墾地ヲ開發セントスル市町村其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル團體ニ對シ第二條第一項第二號ノ資金ノ貸付又ハ同條第二項第二號ノ獎勵金ノ交付ヲ行フ場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一 購入シ又ハ開發セントスル未墾地ハ其ノ上ニ抵當權又ハ自作農ノ創設ニ障碍トナルベキ權利ガ存在セザルモノナルコト

二 据置期間ヲ五年以内トスルノ外貸付利率、償還期間、償還方法等ニ付テハ前條第一項第九號乃至第十一號ノ例ニ依ルコト

三 未墾地ノ開發ニ依ル農地ハ開發完了後遲滞ナク前條第一項各號ノ例ニ依リ資金ノ貸付ニ

代へ代金割賦支拂ノ方法ヲ以テ自作農地トシテ之ヲ讓渡スモノトスルコト但シ道府縣ノ承認ヲ得テ第二條第一項第一號ノ資金ノ貸付ニ依リ讓渡スコトヲ妨グズ

四 未墾地ノ開發ニ依ル農地ハ前號ニ依リ自作農ノ創設ヲ行フ迄ノ期間ハ其ノ創設ヲ受ケントスル者ヲシテ之ヲ耕作シ又ハ使用セシムルモノトスルコト

五 移住家屋又ハ共同建造物ヲ建設スル場合ニ於テハ道府縣ノ定ムル所ニ依リ未墾地ノ開發ニ依ル農地ニ付自作農ノ創設ヲ受クル者ヲシテ使用セシメ又ハ之ニ讓渡スモノトスルコト

六 第二條第二項第二號(ロ)ノ獎勵金ヲ交付スル場合ニ於テハ未墾地ノ開發ニ依ル農地ニ付自作農ノ創設ヲ受クル者ノ移住家屋又ハ共同建造物ノ建設ニ要スル費用ニ對シ道府縣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ交付スルコト

七 未墾地若ハ其ノ開發ニ依ル農地又ハ移住家屋若ハ共同建造物ハ道府縣ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ自作農ノ創設ノ用ニ供セズ、之ヲ貸付ケ若ハ讓渡シ又ハ之ニ付抵當權其ノ他ノ物權ヲ設定スルコトヲ得ザルモノトスルコト但シ第三號乃至第五號ニ依ル讓渡又ハ貸付ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラズ

八 資金ノ貸付又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ資金ノ貸付ヲ行ヒタルトキハ違約金ヲ徵收シ且貸付金ノ未償還金額ヲ一時ニ返還セシメ、獎勵金ノ交付ヲ行ヒタルトキハ獎勵金ノ交付ヲ停止シ若ハ廢止シ又ハ其ノ全部若ハ一部ノ償還ヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト

(イ) 前數號ニ依ル條件ニ違反シタルトキ

(ロ) 開發事業ノ全部若ハ一部ヲ停止シ若ハ廢止シタルトキ又ハ開發事業ノ成績不良其ノ他目的達成困難ナルトキ

第六條 補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クル道府縣ハ自作農ノ創設ヲ行フ爲第二條第一項ノ資金ヲ借入レ又ハ同條第二項ノ助成金ノ交付ヲ受ケテ未墾地ヲ購入シ且開發シ又ハ其ノ所有スル未墾地ヲ開發セントスル場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一 購入シ又ハ開發セントスル未墾地ハ其ノ上ニ抵當權又ハ自作農ノ創設ニ障礙トナルベキ權利ガ存在セザルモノナルコト

二 未墾地ノ開發ニ依ル農地ハ開發完了後遲滯ナク第四條第一項各號ノ例ニ依リ資金ノ貸付

ニ代ヘ代金割賦支拂ノ方法ヲ以テ自作農地トシテ之ヲ讓渡スコト但シ農林大臣ノ認可ヲ得テ第二條第一項第一號ノ資金ノ貸付ニ依リ讓渡スコトヲ妨ゲズ

三 未墾地ノ開發ニ依ル農地ハ前號ニ依リ自作農ノ創設ヲ行フ迄ノ期間ハ其ノ創設ヲ受ケントスル者ヲシテ之ヲ耕作シ又ハ使用セシムルコト

四 移住家屋又ハ共同建造物ヲ建設スル場合ニ於テハ未墾地ノ開發ニ依ル農地ニ付自作農ノ創設ヲ受クル者ヲシテ使用セシメ又ハ之ニ讓渡スモノトスルコト

五 第二條第二項第三號ノ獎勵金ヲ交付スル場合ニ於テハ未墾地ノ開發ニ依ル農地ニ付自作農ノ創設ヲ受クル者ノ移住家屋又ハ共同建造物ノ建設ニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付スルコト

六 未墾地若ハ其ノ開發ニ依ル農地又ハ移住家屋若ハ共同建造物ハ農林大臣ノ認可ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ自作農ノ創設ノ用ニ供セズ、之ヲ貸付ケ若ハ讓渡シ又ハ之ニ付抵當權其ノ他ノ物權ヲ設定セザルコト但シ第二號乃至第四號ニ依ル讓渡又ハ貸付ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クル道府縣ハ農林大臣ノ適當ト認ムル自作農審議會ヲ設

ケ自作農ノ創設又ハ維持ニ關シ重要ナル事項ヲ調査審議セシムルコトヲ要ス

補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クル道府縣ハ第二條第一項ノ資金ノ貸付又ハ同條第二項ノ獎勵金ノ交付ヲ受ケテ自作農ノ創設又ハ維持ヲ行フ市町村其ノ他ノ團體ヲシテ農林大臣ノ適當ト認ムル機關ヲ設ケシメ自作農ノ創設又ハ維持ニ關シ重要ナル事項ヲ調査審議セシムルコトヲ

要ス

第八條 補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受ケントスル道府縣ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ毎年二月

末日迄ニ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一 事業計畫書

二 事業ニ關スル收支豫算書

三 事業ニ關スル諸規程

四 第二條第一項ノ資金ニ關スル借入調書、起債議決書ノ謄本及起債ニ關スル許可書ノ寫

五 未墾地ノ開發事業ノ施行ニ關シ必要ナル認可、許可、議決又ハ同意ヲ證スル書面

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第九條 補助金又ハ助成金ノ交付ノ申請ヲ爲シタル道府縣ハ前條ノ規定ニ依リ農林大臣ニ提出シタル書類ニ記載シタル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

第十條 補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クル道府縣ハ第八條ノ規定ニ依リ農林大臣ニ提出シタル書類ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ但シ輕微ナル事項ヲ變更セントスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ其ノ變更ニ付認可、許可、議決又ハ同意ヲ要スル場合ニ於テハ之ヲ證スル書類ヲ添附スベシ

第一項但書ノ場合ニ於テハ變更シタル事項ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

第十一條 補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クル道府縣又ハ第二條第一項第二號ノ資金ノ貸付若ハ同條第二項第二號ノ獎勵金ノ交付ヲ受クル市町村其ノ他ノ團體ガ未墾地ノ開墾、移住家屋ノ建設、共同建造物ノ建設等ノ工事ヲ開始シ又ハ終了シタルトキハ夫々遲滯ナク其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

第十二條 補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クル道府縣ハ翌年度六月三十日迄ニ自作農創設維持調

書、事業ニ關スル收支決算書及事業報告書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第十三條 農林大臣又ハ地方長官ハ補助金若ハ助成金ノ交付ヲ受クル道府縣、第二條第一項ノ資金ノ貸付若ハ同條第二項ノ獎勵金ノ交付ヲ受ケテ自作農ノ創設若ハ維持ヲ行フ市町村其ノ他ノ團體又ハ自作農ノ創設若ハ維持ヲ受クル個人ヲシテ事業其ノ他ニ關スル報告ヲ爲サシメ、當該官吏若ハ吏員ヲシテ書類、會計若ハ工事ヲ検査セシメ又ハ必要ナル處分ヲ爲スコトアルベシ

農林大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ道府縣、市町村其ノ他ノ團體ノ事業計畫又ハ事業ニ關スル規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ補助金又ハ助成金ノ交付ヲ停止シ若ハ廢止シ又ハ其ノ全部若ハ一部ノ償還ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ依リ爲シタル處分ニ違反シタルトキ
- 二 補助金又ハ助成金ノ交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 事業ノ全部又ハ一部ヲ停止シ又ハ廢止シタルトキ

- 四 事業ノ成績不良其ノ他目的達成困難ト認メタルトキ
- 五 事業施行ノ方法其ノ他ニ付不適當ト認ムル事實アリタルトキ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第八條第一項中二月末日迄トアルハ昭和十二年度ニ限り十一月十五日迄トス

自作農創設維持補助規則ハ之ヲ廢止ス

自作農創設維持補助規則ニ依リ交付ノ指令アリタル補助金ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
附錄

標準價格ニ 小作料金額一公租公課
0.06033

備考

- 一 小作料ハ平年作ニ於ケル實納小作料ニ依ルコト但シ小作料ノ定ナキ農地ニ在リテハ其ノ農地ニ類似スル農地ノ小作料ニ依ルコト
- 小作料ガ平年作ニ於ケル收穫高ニ比シ不適當ト認メラルルトキハ適當ナル額ヲ以テ小作料ニ代フルコト

- 二 小作料及收穫高ヲ價額ニ換算スル場合ニ於テハ其ノ物ノ價格ハ當該地方ニ於ケル最近五年ノ平均價格ヲ用フルコト但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 三 小作權賣買ノ慣行アル地方ニ於テ農地ノ購入ニ際シ其ノ農地ノ小作權ヲ併セ購入スル場合ニ於テハ小作料ハ小作權者ガ轉貸スル場合ニ於ケル又小作料ニ依ルコト
- 四 算式中ノ公租公課ニハ地租、地租附加税又ハ之ニ準ズベキ地方税、農會費中地租割及水利組合費（北海道ニ在リテハ土功組合費）ヲ含ムモノトス

六 自作農創設維持補助規則

（大正十五年五月二十一日農林省令第十號公布
昭和七年九月三日農林省令第二十號改正
昭和十二年十月二十三日農林省令第四十六號廢止）
（廢止サレタルモノ）

- 第一條 農林大臣ハ自作田畑ノ創設又ハ維持ヲ行フ爲左ニ掲クル資金ヲ借入レ其ノ貸付ヲ行フ道府縣ニ對シ本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ市町村、産業組合及之ニ準スヘキ者ニ對シ之ヲ交付スルコトアルヘシ
- 一 簡易生命保險積立金

二 償還方法、貸付利率其ノ他貸付條件カ前號ノ資金ニ類似スル資金ニシテ農林大臣ノ適當ト認ムルモノ

第二條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ前條ノ資金ノ貸付ヲ受ケ左ノ事項ヲ行フ者ノ負擔ヲ輕減スル爲之ヲ使用スルコトヲ要ス

一 自作田畑ト爲スヘキ土地ノ購入

二 農林大臣ニ於テ適當ト認ムル自作田畑ノ維持（自作田畑トシテ土地ヲ購入シタルニ因リ生シタル其ノ土地ノ抵當債務ノ借替）

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ二月末日迄ニ之ヲ農林大臣ニ提出スヘシ

一 事業計畫書

二 事業ニ關スル收支豫算書

三 貸付ニ關スル規程

四 様式第一號ニ依ル借入調書

五 地方自治團體ニ在リテハ起債決議書及組合規約アルモノハ其ノ規約ノ謄本、産業組合及産業組合聯合會ニ在リテハ定款、借入額最高限度決議書ノ謄本、最近年度事業報告書、財産目錄及貸借對照表

起債ニ關シ監督官廳ノ許可ヲ要スルモノニ在リテハ許可書ノ謄本ヲ添附スヘシ但シ許可申請中ノモノニ在リテハ許可セラレタルトキ之ヲ農林大臣ニ提出スヘシ

第四條 補助金交付ノ申請ヲ爲シタル者前條第一項第一號乃至第四號ノ書類ニ記載シタル事項及第五號ノ書類ニ記載シタル事項中事業施行ニ關スルモノヲ變更シタルトキハ其ノ旨農林大臣ニ届出ツヘシ

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者前條ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ輕微ナル事項ヲ變更セムトスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ其ノ變更シタル事項ヲ農林大臣ニ報告スヘシ

第六條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者自作田畑トシテ土地ヲ購入シ又ハ維持セムトスル者ニ對シ

第一條ノ資金ノ貸付ヲ行フ場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

- 一 借受人ハ現ニ耕作ニ從事シ自作田畑ノ經營ヲ持續シ得ル見込アル者ナルコト
- 二 借受人ハ購入セムトスル土地カ小作地ナル場合ニ於テハ其ノ土地ノ小作人ナルコト但シ購入ニ付其ノ土地ノ小作人ノ同意ヲ得タル者ナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 三 購入セムトスル土地ノ購入價格ハ借受人自作田畑トシテ其ノ土地ノ經營ヲ持續シ得ル爲附録ニ定ムル算式ニ依ル標準價格及當該地方ノ土地ノ普通價格ヲ超エサルモノナルコト
- 四 小作權賣買ノ慣行アル地方ニ於テ土地ノ購入ニ際シ其ノ土地ノ小作權ヲ併セ購入スル場合ニ於テハ土地ノ購入價格ニ小作權ノ購入價格ヲ加算シタルモノカ前號ノ標準價格及普通價格ヲ超エサルモノナルコト
- 五 維持セムトスル土地ノ抵當債務額ハ第三號ノ標準價格及普通價格ヲ超エス其ノ購入價格ハ購入當時ニ於ケル第三號ノ標準價格ヲ超エサルモノナルコト
- 六 購入シ又ハ維持セムトスル土地ハ其ノ上ニ自作ノ障礙ト爲ルヘキ權利存在セサルモノナルコト購入セムトスル土地ノ上ニ存在スル抵當權ニ付亦同シ
- 七 購入シ又ハ維持セムトスル土地ノ價額ハ四千圓ヲ超エサルモノナルコト但シ現ニ田畑ヲ所有スル者ニ對スル貸付ニ在リテハ其ノ田畑(維持セムトスル田畑ヲ除ク)ノ價額ト購入シ又ハ維持セムトスル土地ノ價額トノ合計額四千圓ヲ超エサルモノナルコトヲ要ス
- 八 貸付金額ハ四千圓以内トシ土地ノ購入價額又ハ土地抵當債務額ノ全額トスルコト但シ全額未滿ノ貸付ヲ受ケムトスル者ニ對スル貸付金額ハ其ノ要求額トス
- 九 貸付利率ハ年三分五厘以下、据置期間ハ一年以内トシ償還期間ハ農林大臣ノ適當ト認ムル場合ヲ除クノ外二十四年ヲ下ラサルコト
- 十 貸付ハ年賦償還又ハ半年賦償還ノ方法ニ依リ元金ト利息トヲ併セ計算シ每期同一ノ金額ヲ償還セシムルコト
- 十一 借受人前號ニ依ル償還金額ノ外未償還金額ヲ償還セムトスルトキハ之ヲ認ムルコト
- 十二 購入シ又ハ維持シタル土地ノ收穫高不可抗力ニ因リ著シク減少シ又ハ皆無トナリタルトキハ借受人ノ事情ニ應シ償還方法ヲ適當ニ變更スルコト
- 十三 購入シ又ハ維持シタル土地ノ全部ノ上ニ貸付金ノ擔保トシテ第一抵當權ヲ設定セシムルコト

十四 借受人ハ償還ヲ了リタルトキト雖貸付ノ際決定セラレタル償還期間内及第十二號ニ依リ變更セラレタル償還期間内ハ貸付者ノ承認ヲ得ルニ非サレハ自作ヲ爲サス又ハ第十三號ノ抵當權ヲ除クノ外其ノ土地ノ上ニ抵當權ヲ設定セシメサルコト

十五 借受人ハ前號ノ期間内其ノ土地ヲ讓渡スコトヲ得サルモノトスルコト但シ貸付者ノ定ムル制限ニ從ヒ其ノ土地ヲ貸付者ニ又ハ貸付者ヲ經テ之ヲ第三者ニ讓渡ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

十六 前號ノ規定ニ依リ貸付者ヲ經テ土地ヲ第三者ニ讓渡ス場合ニ於テハ其ノ讓受人ハ第一號ノ資格ヲ具備シ且田畑ヲ所有セス又ハ第七號但書ニ該當スル者ニシテ借受人ノ債務ヲ引受クルモノナルコト

十七 前號ノ讓受人ナキ場合ニ於テ其ノ他ノ者ニ土地ヲ讓渡シタルトキハ讓渡ノ際借受人ヲシテ未償還金額ヲ返還セシムルコト

十八 借受人前數號ノ規定ニ違反シタルトキハ違約金ヲ徵收シ且貸付金ノ未償還金額ヲ一時ニ返還セシメ又ハ左ノ金額ヲ以テ土地ヲ先買シ得ルモノトスルコト

イ 購入價額ノ全額ニ相當スル金額ノ貸付ヲ爲シタル場合ニ於テハ償還ヲ受ケタル金額中元金ニ相當スル金額

ロ 購入價額ノ一部ニ相當スル金額ノ貸付ヲ爲シタル場合又ハ維持ノ爲貸付ヲ爲シタル場合ニ於テハ償還ヲ受ケタル金額中元金ニ相當スル金額ニ貸付當時ニ於ケル其ノ土地ノ價額(購入ノ場合ニ在リテハ購入價額)ト貸付金額トノ差額ヲ加算シタル金額

第七條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者其ノ借入レタル第一條ノ資金ヲ市町村、産業組合又ハ之ニ準スヘキ者ニ轉貸シ自作田畑ノ創設又ハ維持ヲ行ハシムル場合ニ於テハ其ノ轉借者ヲシテ前條各號ニ依リ貸付ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第八條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者及前條ノ轉借者ハ土地價格其ノ他重要ナル事項ノ評定ニ付農林大臣ノ適當ト認ムル機關ヲ設置シ調査審議セシムルコトヲ要ス

第九條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ第六條ノ貸付ヲ了シ又ハ第七條ノ貸付ヲ了セシムルコトヲ要ス但シ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者第六條ノ貸付ヲ了シ又ハ第七條ノ貸付ヲ了セシメタルトキハ遲滞ナク様式第二號ニ依ル貸付調書ヲ農林大臣ニ提出スヘシ

第十一條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ翌年度六月三十日迄ニ事業ニ關スル收支計算書及様式

第三號ニ依ル事業報告書ヲ農林大臣ニ提出スヘシ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ補助金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命シ又ハ補助金ノ交付ヲ停止スルコトアルヘシ

一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ

二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三 事業施行(第七條ノ轉借者ノ事業施行ヲ含ム)ノ方法不適當ト認メタルトキ

第十三條 本則ニ依リ農林大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ

第十四條 本則ハ自作田畑ノ創設又ハ維持ヲ行フ者其ノ事業ニ附隨シテ第六條ノ資格ヲ有スル者ノ爲ニ必要ナル宅地ノ創設又ハ維持ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス但シ宅地トシテ購入シ又ハ維持セムトスル土地ノ面積ハ現ニ所有スル宅地(維持セムトスル宅地ヲ除ク)ノ面積ヲ併セ五

畝以內トシ其ノ價額及貸付金額ハ五百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中二月末日迄トアルハ大正十五年度ニ限り大正十五年六月二十日迄トス

附錄

第六條第三號ノ算式

標準價格ニ小作料金額一公租公課

0.06227

備考

一 小作料ハ平年作ニ於ケル實納小作料ニ依ルコト但シ小作料ノ定ナキ土地ニ在リテ

ハ其ノ土地ニ類似スル土地ノ小作料ニ依ルコト

小作料カ平年作ニ於ケル收穫高ノ五割五分以上ナル場合ニ於テハ其ノ五割五分ニ相

當スル額ヲ以テ小作料ニ代フルコト

小作料カ平年作ニ於ケル收穫高ノ四割以下ナル場合ニ於テ農業經營費比較的多カラ

サルトキ其ノ他特殊ノ事由ナキトキハ收穫高ノ四割迄ノ範圍ニ於テ適宜ノ程度ニ認定シタル額ヲ以テ小作料ニ代フルコトヲ得ルコト

二 小作料及收穫高ヲ價額ニ換算スル場合ニ於テハ其ノ物ノ價格ハ當該地方ニ於ケル最近五年ノ平均價格ヲ用フルコト

三 小作權賣買ノ慣行アル地方ニ於テ土地ノ購入ニ際シ其ノ土地ノ小作權ヲ併セ購入スル場合ニ於テハ小作料ハ小作權ノ賃借料(又小作料)ヲ含ムモノヲ以テスルコト

四 算式中ノ公租公課ニハ地租、地租附加税又ハ之ニ準スヘキ地方税、農會費中地租割及水利組合費(北海道ニ在リテハ土功組合費)ヲ含ムモノトス

様式(省略)

七 小作調停法

(大正十三年七月二十二日
法律第十八八號)

第一條 小作料其ノ他小作關係ニ付爭議ヲ生シタルトキハ當事者ハ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

當事者ハ合意ヲ以テ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二條 當事者不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ爲シタリト認ムルトキハ裁判所ハ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得

第三條 調停ノ申立ハ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長又ハ郡長ヲ經テ之ヲ爲スコトヲ得

第四條 前條ノ規定ニ依ル調停ノ申立アリタルトキハ市町村長又ハ郡長ハ遲滞ナク申立ニ關スル書類ヲ裁判所ニ送付シ且町村長ニ在リテハ郡長ニ、郡長ニ在リテハ町村長ニ申立アリタル旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

爭議ノ目的タル土地カ數郡市町村ニ亘ル場合ニ於テハ調停ノ申立ヲ受ケタル市町村長又ハ郡長ハ遲滞ナク關係市町村長及郡長ニ前項ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 裁判所直接ニ調停ノ申立ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス但シ第八條第一項ノ規定ニ依リ事件ヲ移送スル場合

ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 調停ノ申立ハ爭議ノ實情ヲ明ニシテ之ヲ爲スヘシ

第七條 調停ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

口頭ヲ以テ申立ヲ爲ス場合ニ於テハ市町村長、郡長又ハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第八條 爭議ノ目的タル土地カ數箇ノ裁判所ノ管轄區域内ニ存スル場合ニ於テ調停ノ申立ヲ受ケタル地方裁判所又ハ區裁判所相當ト認ムルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ他ノ管轄地方裁判所又ハ管轄區裁判所ニ移送スルコトヲ得管轄權ナキ裁判所カ調停ノ申立ヲ受ケタルトキ亦同シ前項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第一項ノ場合ニ於テ事件ノ移送ヲ受ケタル裁判所ハ遲滯ナク爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第九條 調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ付訴訟カ繫屬スルトキハ調停ノ終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止ス

第十條 裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス但シ爭議ノ實情ニ鑑ミ之ヲ開カスシテ調停ヲ爲スコトヲ得

當事者ノ申立アルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス裁判所ハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス

第十一條 裁判所事情ニ依リ適當ナル者アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス之ヲシテ勸解ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 當事者多數ナル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ代表シテ調停ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲サシムル爲總代ヲ選任スルコトヲ得

裁判所前項ノ規定ニ依ル總代ナキ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ總代ノ選任ヲ命スルコトヲ得

總代ハ當事者中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ要ス

第十三條 總代ノ選任ハ書面ヲ以テ之ヲ證スルコトヲ要ス

總代ノ解任ハ之ヲ裁判所ニ届出ツルニ非サレハ其ノ效ナシ

第十四條 裁判所ハ期日ヲ定メ當事者又ハ總代ヲ呼出スコトヲ要ス

前項ノ呼出ヲ受ケタル當事者又ハ總代ハ正當ノ事由ナクシテ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第十五條 調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ調停ニ参加スルコトヲ得
裁判所ハ調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ノ参加ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 當事者、總代及利害關係人ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ裁判所ノ許可ヲ受ケ代理人ヲシテ出頭セシメ又ハ輔佐人ヲ同伴スルコトヲ得
裁判所ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十七條 爭議ノ目的タル土地ノ所在地又ハ當事者ノ住所地ノ市町村長又ハ郡長ハ裁判所ニ對シ事件ノ經過ニ付陳述ヲ爲スコトヲ得

第十八條 裁判所必要アリト認ムルトキハ小作官、前條ノ市町村長又ハ郡長其ノ他適當ト認ムル者ニ對シ意見ヲ求ムルコトヲ得

第十九條 小作官ハ期日ニ出席シテ又ハ期日外ニ於テ裁判所ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十條 裁判所必要アリト認ムルトキハ事實ノ調査ヲ小作官ニ囑託スルコトヲ得

第二十一條 裁判所ニ於ケル調停手續ハ之ヲ公開セス但シ裁判所ハ相當ト認ムル者ノ傍聽ヲ許

スコトヲ得

第二十二條 裁判所ハ費用ヲ要スル行爲ニ付當事者ノ一方又ハ雙方ヲシテ其ノ費用ヲ豫納セシムルコトヲ得

第二十三條 裁判所ニ對スル申立其ノ他ノ申述ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

口頭ヲ以テ申述ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第二十四條 裁判所ノ調停ニ付テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第二十五條 裁判所ハ調停前調停ノ爲必要ト認ムル措置ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 裁判所ノ調停條項中ニ費用ノ負擔ニ關スル定ヲ爲ササルトキハ各當事者ハ其ノ支出シタル費用ヲ自ラ負擔ス

第二十七條 調停ハ裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第二十八條 調停委員會ハ調停主任一人及調停委員二人以上ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十九條 調停主任ハ判事ノ中ヨリ毎年豫メ地方裁判所長之ヲ指定ス

調停委員ハ調停ニ適當ナル者ニ就キ地方裁判所長ノ選任シタル者ノ中ヨリ各事件ニ付調停主

任之ヲ指定ス但シ當事者カ合意ヲ以テ選定シタル者アルトキ又ハ地方裁判所長ノ選任シタル者ニ就キ當事者雙方カ各別ニ選定シタル者アルトキハ其ノ者ノ中ヨリ先ツ之ヲ指定スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第三十條 調停主任ハ爭議ノ實情ニ鑑ミ適當ト認ムル場所ニ於テ調定委員會ヲ開クコトヲ要ス

第三十一條 調停委員會ニ於ケル調停手續ハ調停主任之ヲ指揮ス

第三十二條 調停委員會ノ決議ハ調停委員ノ過半数ノ意見ニ依ル可否同數ナルトキハ調停主任

ノ決スル所ニ依ル

第三十三條 調停委員會ノ評議ハ之ヲ祕密トス

第三十四條 第十一條乃至第二十六條ノ規定ハ調停委員會ノ調停手續ニ之ヲ準用ス

第三十五條 調停委員會ハ當事者、總代又ハ利害關係人ノ陳述ヲ聽キ且必要ト認ムルトキハ證

據調ヲ爲スコトヲ得

調停委員會ハ調停主任ヲシテ證據調ヲ爲サシメ又ハ之ヲ區裁判所ニ囑託スルコトヲ得

證據調ニ付テハ民事訴訟法ヲ準用ス

證人及鑑定人ノ受クヘキ旅費、日當及止宿料ニ付テハ民事訴訟費用法ヲ準用ス

第三十六條 期日ニ於テ調停成ラサルトキハ調停委員會ハ適當ト認ムル調停條項ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ調停條項ヲ定メタル場合ニ於テハ調停委員會ハ其ノ調書ノ正本ヲ當事者、

總代アルトキハ總代ニ送付シ且當事者又ハ總代カ其ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ異議ヲ述ヘ

サルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ調停委員會ニ異議ヲ述ヘサルトキ

ハ調停ニ同意シタルモノト看做ス

調停委員會ハ申立ニ因リ前項ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得期間ノ伸長ハ之ヲ相手方、總代アル

トキハ總代ニ通知スルコトヲ要ス

當事者又ハ總代カ調停條項ニ對シ異議ヲ述ヘタルトキハ調停委員會ハ其ノ旨ヲ相手方、總代

アルトキハ總代ニ通知スルコトヲ要ス

第三十七條 調停委員會第二條ニ規定スル事由アリト認ムルトキハ調停ヲ爲ササルコトヲ得

第三十八條 調停成リタルトキ又ハ第三十六條第三項ノ規定ニ依リ調停ニ同意シタルモノト看做サレタルトキハ裁判所ハ調停主任ノ報告ヲ聽キ調停ノ認否ニ付決定ヲ爲スコトヲ要ス

調停認可ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

調停不認可ノ決定ニ對シテハ當事者又ハ總代ハ民事訴訟法ニ從ヒ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 裁判所ハ調停カ著シク公正ナラスト認ムル場合ニ非サレハ調停不認可ノ決定ヲ爲スコトヲ得ス

第四十條 調停委員會ヲ開キタル場合ニ於テハ調停ハ認可決定アリタルトキニ限り裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第四十一條 裁判所調停認可ノ決定ヲ總代ニ告知シタル場合ニ於テハ調停條項ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市役所又ハ町村役場ノ揭示場ニ揭示スルコトヲ要ス

第四十二條 調停委員會必要アリト認ムルトキハ調停ノ經過ヲ公表スルコトヲ得

第四十三條 調停事件終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ結果ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市

町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス

第四十四條 當事者又ハ利害關係人ハ手数料ヲ納付シテ記録ノ閱覽若ハ謄寫又ハ其ノ正本、謄

本、抄本若ハ事件ニ關スル證明書ノ付與ヲ裁判所書記ニ求ムルコトヲ得但シ當事者カ事件ノ繫屬中記録ノ閱覽又ハ謄寫ヲ爲ス場合ニ於テハ手数料ヲ納付スルコトヲ要セス

第四十五條 調停委員及第十一條又ハ第三十四條ノ規定ニ依リ勸解ヲ爲シタル者ニハ旅費、日當及止宿料ヲ給ス

第四十六條 第四十四條ノ手数料並前條ノ旅費、日當及止宿料ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七條 本法中郡トアルハ北海道ニ於テハ北海道廳支廳管轄區域、郡長トアルハ北海道ニ於テハ北海道廳支廳長、島司ヲ置キタル島嶼ニ於テハ島司トス

本法中町村、町村長又ハ町村役場トアルハ町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村、町村長又ハ町村役場ニ準スルモノトス

第四十八條 第三十四條ノ規定ニ依ル呼出ヲ受ケタル者正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

非訟事件手續法第二百七條及第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第四十九條 調停委員又ハ調停委員タリシ者故ナク評議ノ顛末又ハ調停主任、調停委員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數ヲ漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ勅令ヲ以テ指定スル地區ニ之ヲ施行セス

八 小作調停法ノ施行期日及施行外地區指定ノ件

(大正十三年九月二十六日勅令第二百二十八號)

小作調停法ハ大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

(大正十五年勅令第六十五號ヲ以テ第二項中「長崎縣」、「福島縣」、「山形縣」、「秋田縣」及「鹿兒島縣」ヲ削除同年六月一日ヨリ施行ス)

(昭和四年勅令第四百一十一號ヲ以テ第二項中「宮城縣」、「岩手縣」及「青森縣」ヲ削除同年七月一日ヨリ施行ス)

(昭和十三年勅令第五百二十九號ヲ以テ第二項ヲ削除同年八月一日ヨリ施行ス)

九 登録稅法

(明治二十九年三月二十八日法律第二百二十七號)

登録稅法第十九條 左ニ掲クルモノニハ登録稅ヲ課セス但シ第八號乃至第九號ノ四第、十一號、第十二號及第十四號乃至第十七號ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

(中略)

八ノ二 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依ル個人ノ土地所有權ノ取得ノ登記

九 農地調整法第三條若ハ第四條ノ團體又ハ第六條若ハ第十九條ノ事業ヲ行フ者ニ對シ同法第三條、第四條、第六條又ハ第十九條ノ事業ニ要スル資金ノ貸付ヲ爲ス者カ其ノ貸付ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記

九ノ二 農地調整法第三條又ハ第四條ノ團體カ同法第三條又ハ第四條ノ事業ノ爲ニスル土地ノ權利ノ取得ノ登記

九ノ三 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ事業ヲ行フ者カ自作農創設維持ノ爲ニス

72
231

ル抵當權ノ取得ノ登記

九ノ四 農地調整法第七條又ハ第十九條ノ規定ニ依ル登記

(中略)

十二 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル土地ノ所有者カ其ノ創設又ハ維持ノ條件ヲ具備セサルニ至リタル場合ニ於ケル事業者ノ土地所有權ノ所得ノ登記

(以下略)

十 登録税法施行規則

(明治三十二年五月十九日勅令第二百五號 拔萃)

登録税法施行規則第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル登記ニシテ其ノ該當スルコトニ付地方長官ノ證明アルモノニハ登録税法第十九條第八號ノ二乃至第九號ノ四又ハ第十二號ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス

一 北海道府縣市町村、産業組合又ハ農事實行組合カ行フ農地調整法第四條、第六條又ハ第

十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依ル個人ノ土地所有權ノ取得ノ登記

二 北海道府縣市町村、産業組合、農事實行組合又ハ養蠶實行組合ニ對シ農地調整法第三條、第四條、第六條又ハ第十九條ノ事業ニ要スル資金ノ貸付ヲ爲ス者カ其ノ貸付ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記

三 北海道府縣市町村、産業組合、農事實行組合又ハ養蠶實行組合カ農地調整法第三條又ハ第四條ノ事業ノ爲ニスル土地ノ權利ノ取得ノ登記

四 北海道府縣市町村、産業組合又ハ農事實行組合カ農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記

五 農地調整法第七條又ハ第十九條ノ規定ニ依ル登記

六 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル土地ノ所有者カ其ノ創設又ハ維持ノ條件ヲ具備セサルニ至リタル場合ニ於ケル北海道府縣市町村、産業組合又ハ農事實行組合ノ土地所有權ノ取得ノ登記

十一 不動産登記法施行細則

(明治三十二年五月十二日
司法省令第十一號拔萃)

不動産登記法施行細則第四十四條ノ三 登録税法施行規則第五條又ハ第五條ノ六ノ規定ニ依リ
登録税ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ登記ノ申請書ニ左ノ各號ニ從ヒ附屬書類ヲ添附スヘシ
一 登録税法施行規則第五條第一號ノ場合ニ於テハ同號ニ該當スル施設ナルコトノ地方長官
ノ證明書及ヒ資金ノ貸付證書又ハ貸付ヲ爲シタル北海道府縣市町村、産業組合若クハ農事實
行組合ノ認證シタル貸付證書ノ謄本

二 登録税法施行規則第五條第二號、第三號又ハ第四號ノ場合ニ於テハ其各號ニ該當スル施
設ナルコトノ地方長官ノ證明書

三 登録税法施行規則第五條第五號ノ場合ニ於テハ自作地ナルコトノ地方長官ノ證明書

四 登録税法施行規則第五條第六號ノ場合ニ於テハ同號ニ該當スル施設ナルコト及ヒ自作農
ノ創設又ハ維持ノ條件ヲ具備セサルニ至リタルモノナルコトノ地方長官ノ證明書
(以下略)

製本控

123 函	2314 號	年 月 日
農地調整法令解説		
農林省農務局 編		
備考		

723
2314

72
23

72
231

723
~~231~~

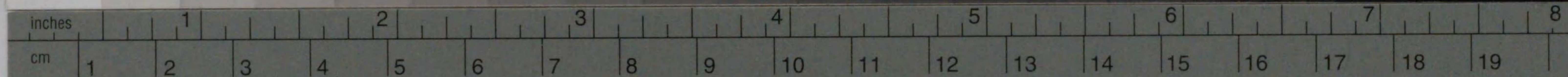
3
C

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

